

新型コロナウイルス感染症の影響に係る特定小売供給約款の特例認可等について

(趣旨)

以下に記載する申請者から、2020 年 10 月 12 日及び 13 日付けで経済産業大臣宛てに、特定小売供給約款により難い特別の事情がある場合における供給条件の認可等を求める申請があり、資料 3-1 のとおり、同月 13 日付けで経済産業大臣から意見の求めがあった。これらに対する電力・ガス取引監視等委員会の回答について、ご検討をいただく。

【申請者】

○みなし小売電気事業者（10 者）

- ・北海道電力株式会社
- ・東北電力株式会社
- ・東京電力エナジーパートナー株式会社
- ・中部電力ミライズ株式会社
- ・北陸電力株式会社
- ・関西電力株式会社
- ・中国電力株式会社
- ・四国電力株式会社
- ・九州電力株式会社
- ・沖縄電力株式会社

○一般送配電事業者（10 者）

- ・北海道電力ネットワーク株式会社
- ・東北電力ネットワーク株式会社
- ・東京電力パワーグリッド株式会社
- ・中部電力パワーグリッド株式会社
- ・北陸電力送配電株式会社
- ・関西電力送配電株式会社
- ・中国電力ネットワーク株式会社
- ・四国電力送配電株式会社
- ・九州電力送配電株式会社

- 33 ・ 沖縄電力株式会社
- 34
- 35 ○みなしガス小売事業者（3 者）
- 36 ・ 東京瓦斯株式会社
- 37 ・ 東邦瓦斯株式会社
- 38 ・ 大阪瓦斯株式会社
- 39
- 40 ○一般ガス導管事業者（5 者）
- 41 ・ 東部瓦斯株式会社
- 42 ・ 東京瓦斯株式会社
- 43 ・ 東邦瓦斯株式会社
- 44 ・ 大阪瓦斯株式会社
- 45 ・ 西部瓦斯株式会社
- 46

47 1. 本件 35 件の申請の概要

48 (1) 電気

49 ①特定小売供給約款関係（みなし小売電気事業者）

50 電気事業法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 72 号）附則第 16 条第 3 項の
51 規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第 21
52 条第 1 項の規定により、特定小売供給約款により難い特別の事情がある場合における
53 供給条件の認可を受けるための申請

54

55 ②託送供給等約款関係（一般送配電事業者）

56 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 18 条第 2 項ただし書の規定により、託送
57 供給等約款により難い特別の事情がある場合における供給条件の認可を受けるための
58 申請

59

60 ③離島供給約款関係（中部、関西、四国を除く一般送配電事業者）

61 電気事業法第 21 条第 2 項ただし書の規定により、離島供給約款により難い特別の事
62 情がある場合における供給条件の承認を受けるための申請

63

64 (2) ガス

65 ①指定旧供給区域等小売供給約款関係（みなしガス小売事業者）

66 電気事業法等の一部を改正する法律附則第 22 条第 4 項の規定によりなおその効力を
67 有するものとして読み替えて適用される旧ガス事業法第 20 条ただし書の規定により、
68 指定旧供給区域等小売供給約款により難い特別の事情がある場合における供給条件の
69 認可を受けるための申請

70

71 ②託送供給約款関係（一般ガス導管事業者）

72 ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）第 48 条第 3 項ただし書の規定により、託送供
73 給約款により難い特別の事情がある場合における供給条件の認可を受けるための申請

74

75 2. 申請に係る供給条件の内容等

76 (1) 電気

77 新型コロナウイルス感染拡大の影響により緊急小口資金等の貸付を受けている需要家
78 等（当該貸付を受けようとする需要家その他電気料金の支払いに困難な事情があると認
79 められる需要家を含む。）から一時的に電気料金の支払いが困難であるとの申出があった
80 場合には、3月、4月、5月、6月及び7月検針分の各電気料金の支払期限を原則として
81 それぞれ5か月間延長し、8月検針分の電気料金の支払期限を原則として4か月間延長
82 し、9月検針分の電気料金の支払期限を原則として3か月間延長し、10月検針分の電気
83 料金の支払期限を原則として2か月間延長し、11月検針分の電気料金の支払期限を原則
84 として1か月間延長する。

85 ※本申請は、9月2日に認可等を受けて実施している特例措置について、新たに以下
86 の2点について措置しようとするもの。

87 ①すでに特例認可等を受けて実施中である7月検針分の電気料金の支払期限を4
88 か月間延長し、8月検針分の電気料金の支払期限を3か月間延長し、9月検針分
89 の電気料金の支払期限を2か月間延長し、10月検針分の電気料金の支払期限を
90 1か月間延長する措置について、支払期限を更に1か月間延長する（すでに特
91 例認可等を受けて実施中である3月、4月、5月及び6月検針分の各電気料金の
92 支払期限を5か月間延長する措置については、支払期限の更なる延長は行わな
93 い。）。

94 ②新たに11月検針分の電気料金について支払期限を1か月間延長する。

95

96 (2) ガス

97 新型コロナウイルス感染拡大の影響により緊急小口資金等の貸付を受けている需要家
98 等（当該貸付を受けようとする需要家その他ガス料金の支払いに困難な事情があると認
99 められる需要家を含む。）から一時的にガス料金の支払いが困難であるとの申出があった
100 場合には、2月、3月、4月、5月、6月及び7月の各ガス料金の支払期限を原則として
101 それぞれ5か月間延長し、8月検針分のガス料金の支払期限を原則として4か月間延長
102 し、9月検針分のガス料金の支払期限を原則として3か月間延長し、10月検針分のガス
103 料金の支払期限を原則として2か月間延長し、11月検針分のガス料金の支払期限を原則
104 として1か月間延長する。

105 ※本措置は、9月2日に認可等を受けて実施している特例措置について、新たに以下
106 の2点について措置しようとするもの。

- ①すでに特例認可等を受けて実施中である 7 月検針分のガス料金の支払期限を 4 か月間延長し、8 月検針分のガス料金の支払期限を 3 か月間延長し、9 月検針分のガス料金の支払期限を 2 か月間延長し、10 月検針分のガス料金の支払期限を 1 か月間延長する措置について、支払期限を更に 1 か月間延長する（すでに特例認可等を受けて実施中である 2 月、3 月、4 月、5 月及び 6 月検針分の各ガス料金の支払期限を 5 か月間延長する措置については、支払期限の更なる延長は行わない。）。
- ②新たに 11 月検針分のガス料金について支払期限を 1 か月間延長する。

3. 本供給条件による供給を必要とする理由（申請書記載のポイント）

3 月 19 日に、経済産業省から、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に公共料金の支払いが困難になる者に対して電気及びガス料金の支払期日の延長等を行うよう、電気事業者及びガス事業者に対する要請が行われ、2020 年 4 月 7 日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、内閣総理大臣から 7 都府県を対象に緊急事態宣言が発令され、2020 年 4 月 16 日に対象が全国に拡大された。これらを踏まえ、特定小売供給約款等以外の供給条件を設定しているところ、5 月 25 日に緊急事態宣言が全面解除されたものの、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる現下の状況を踏まえ、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、引き続き、一時的に電気料金の支払いが困難となる需要家からの申出に柔軟に対応する必要があるため、本措置の適用期間を更に 1 か月間延長する等の措置が必要。

4. 経済産業大臣への回答について

本申請（35 件）の供給条件については、電気事業法等の該当条文の規定及びそれらの審査基準に照らし、約款により難い特別の事情がある場合における供給条件として認可等をして差し支えないものと考えられる。

これを踏まえ、資料 3-2 のとおり、委員会として、経済産業大臣が本申請に係る認可等をすることに異存はない旨、経済産業大臣に回答することとしたい。

135 参考：関係条文

136 (1) 電気

137 ①特定小売供給約款関係

138 ○旧電気事業法

139 第二十一条 一般電気事業者は、第十九条第一項の認可を受けた供給約款（同条第四
140 項又は第七項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの）（第二
141 十三条第三項の規定による変更があつたときは、変更後のもの）又は第十九条第十
142 二項の規定による届出をした選択約款以外の供給条件により、一般の需要（特定規
143 模需要を除く。）に応じ電気を供給してはならない。ただし、振替供給を行うとき、
144 及びその供給約款又は選択約款により難い特別の事情がある場合において、経済
145 産業大臣の認可を受けた料金その他の供給条件（第二十三条第三項の規定による
146 変更があつたときは、その変更後のもの）により供給するときは、この限りでない。

148 ○電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等

149 第1 審査基準

150 (6) 特定旧法第21条第1項ただし書の規定による特定小売供給約款以外の供給条
151 件の認可

152 特定旧法第21条第1項ただし書の規定による特定小売供給約款以外の供給条
153 件の認可に係る審査基準については、同項に認可の基準が定められているところ
154 あり、より具体的には、例えば、次のような場合とする。

- 155 ① 天災地変等による災害を受けた地域について、緊急に、かつ、臨時的に料金を
156 割り引く等の措置を行う必要が生じた場合
- 157 ② 少数の需要等特殊な需要であることから、多くの需要家と一律の取引を行うこ
158 とを前提としてあらかじめ約款という形式で定めることが困難又は無意味な
159 場合
- 160 ③ 予測し難い急激かつ大幅な経済変化に伴う原価の変動により、みなし小売電気
161 事業者に大幅な差益の発生が見込まれる場合において、応急的かつ暫定的に料
162 金の引下げを行う場合（燃料費調整制度によって調整される程度の変動
163 による料金の変更を行う場合を除く。）

②託送供給等約款関係

○電気事業法

第十八条 一般送配電事業者は、その供給区域における託送供給及び電力量調整供給（以下この条において「託送供給等」という。）に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、託送供給等約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 一般送配電事業者は、前項の認可を受けた託送供給等約款（第五項若しくは第八項の規定による変更の届出があつたとき、又は次条第二項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの）以外の供給条件により託送供給等を行つてはならない。ただし、その託送供給等約款により難い特別の事情がある場合において、経済産業大臣の認可を受けた料金その他の供給条件（同条第二項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの）により託送供給等を行うときは、この限りでない。

○電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等

第1 審査基準

（12） 第18条第2項ただし書の託送供給等約款以外の供給条件の認可

第18条第2項ただし書の託送供給等約款以外の供給条件の認可に係る審査基準については、同項に認可の基準が定められているところであり、より具体的には、例えば、次のような場合とする。

- ① 託送供給等を行うに当たり、新たに建設する送電線に多額の費用を要する場合
- ② 天災地変による災害を受けた地域について、緊急に、かつ、臨時的に料金を割り引く等の措置を行う必要が生じた場合
- ③ 広域的運営推進機関から電源入札等を実施した場合に必要となる補てん金を課された場合

193 ③離島供給約款関係

194 ○電気事業法

195 第二十一条 一般送配電事業者は、離島供給に係る料金その他の供給条件について
196 約款を定め、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければ
197 ならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

198 2 一般送配電事業者は、前項の規定による届出をした約款（以下この条において
199 「離島供給約款」という。）以外の供給条件により離島供給を行つてはならない。
200 ただし、その離島供給約款により難い特別の事情がある場合において、経済産業
201 大臣の承認を受けた料金その他の供給条件により離島供給を行うときは、この限
202 りでない。

203
204 ○電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等

205 第1 審査基準

206 （1 4） 第2 1 条第2 項ただし書の離島供給約款以外の供給条件の承認

207 第2 1 条第2 項ただし書の離島供給約款以外の供給条件の承認に係る審査基準
208 については、同項に承認の基準が定められているところであり、より具体的に
209 は、例えば、次のような場合とする。

- 210 ① 天災地変による災害を受けた地域について、緊急に、かつ、臨時的に料金を割
211 り引く等の措置を行う必要が生じた場合
212 ② 需要の特殊性から、供給区域内の離島の需要家と一律の取引を行うことを前提
213 としてあらかじめ約款という形式で定めることが困難又は無意味な場合
214
215

(2) ガス

①指定旧供給区域等小売供給約款関係

○旧ガス事業法

第二十条 一般ガス事業者は、第十七条第一項の認可を受けた供給約款（同条第四項又は第七項の規定による変更の届出があつたときは、変更後の供給約款）（第十八条第二項の規定による変更があつたときは、変更後の供給約款）又は第十七条第十二項の規定による届出をした選択約款以外の供給条件により、その供給区域における一般の需要に応じガスを供給してはならない。ただし、大口供給を行う場合においてその供給の相手方と合意したとき、又は特別の事情がある場合において経済産業大臣の認可を受けたときは、この限りでない。

○電気事業法等の一部を改正する等の法律附則に基づく経済産業大臣の処分

第1 審査基準

(6) 特定旧法第20条ただし書の特別供給条件の認可

特定旧法第20条ただし書の特別供給条件の認可に当たっては、例えば、災害を受けた地域について緊急かつ臨時的に料金を割り引く必要が生じた場合、無ガス地区に対するガスの普及のため、将来の需要を考慮して設置する本支管等について、将来その本支管等によりガスの供給を受けることとなる予定者も含めたガスの使用者から均等に工事負担金を徴収する場合、及び指定旧供給区域等小売供給約款で定める熱量と異なる熱量でのガスを供給する必要がある場合など、一般的な供給条件になじまない場合であるか否か、消費者利益の増進に資するか否か、旧一般ガスみなしガス小売事業者の健全な発展に資するか否か、他のガスの使用者への悪影響がないか否かを判断するものとする。

②託送供給約款関係

○ガス事業法

第四十八条 一般ガス導管事業者は、その供給区域における託送供給に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、託送供給約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。ただし、託送供給の申込みを受ける見込みその他の事情を勘案し、託送供給約款を定める必要がないものとして経済産業大臣の承認を受けた場合は、この限りでない。

2 前項本文の規定は、同項本文の認可を受けた託送供給約款を変更しようとする場合に準用する。

3 一般ガス導管事業者（第一項ただし書の承認を受けた者を除く。以下この条において同じ。）は、同項本文（前項において準用する場合を含む。）の認可を受けた託送供給約款（第六項若しくは第九項の規定による変更の届出があつたとき、又は第五十条第二項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの）以外の供給条件により託送供給を行つてはならない。ただし、その託送供給約款により難い特別の事情がある場合において、経済産業大臣の認可を受けた料金その他の供給条件（同条第二項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの）により託送供給を行うときは、この限りでない。

○ガス事業法に基づく経済産業大臣の処分

第1 審査基準

(16) 法第四十八条第三項ただし書の託送供給約款以外の供給条件の認可

法第四十八条第三項ただし書の託送供給約款以外の供給条件の認可に当たっては、例えば、天災地変等により災害を受けた地域におけるガスを供給する事業に係る場合、緊急的若しくは一時的なガスを供給する事業に係る場合、託送供給約款において想定されているガスを供給する事業と比べて、負荷率、倍率が著しく低いガスを供給する事業若しくは需要量が著しく大きなガスを供給する事業に係る場合など、一般的な供給条件になじまない場合、又は一般的な供給条件による供給が不適当なものとして次のいずれにも該当する特定導管（使用開始時からガスを供給する事業の用に供するものであって使用開始後五年を経過していないものに限る。）による託送供給である場合か否かを判断するものとする。

- 270 ① 自らの供給区域以外の地域に設置する導管の総延長（当該地域における部分に
271 限る。）の過半が他の一般ガス導管事業者の供給区域以外の地域に設置される
272 ものである場合における当該他の一般ガス導管事業者の供給区域以外の地域に
273 設置される導管（当該地域における部分に限る。）
- 274 ② 他のガスを供給する事業を営む者が当該事業の用に供するため維持し、及び運
275 用するガス供給設備（一五トン/h以上の気化装置を有するガス供給設備又は
276 天然ガス田におけるガス供給設備に限る。）に連結する導管又は当該導管に直
277 接又は間接に連結する導管
- 278

経済産業省

官 印 省 略
20201013資第11号
令和2年10月13日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

特定小売供給約款以外の供給条件の認可について

電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第66条の10第1項第3号の規定に基づき、別添の申請に係る同法第21条第1項ただし書に規定する特定小売供給約款等以外の供給条件の認可について、貴委員会の意見を求めます。

特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

令和 2 年 10 月 13 日

北海道電力株式会社

特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

北電販業企第 15 号
令和 2 年 10 月 13 日

経済産業大臣 梶 山 弘 志 殿

札幌市中央 2 番地
北海道電
代表取締役 裕

平成 26 年改正法附則第 16 条第 4 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第 21 条第 1 項の規定により、次のとおり特定小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料 金 そ の 他 の 供 給 条 件 の 内 容	別紙に記載したとおりであります。
実 施 期 日 お よ び 実 施 期 間	別紙に記載したとおりであります。

料金その他の供給条件の内容ならびに実施期日および実施期間

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、都道府県社会福祉協議会より一時的な資金の緊急貸付を受けている当社供給区域内のお客さま（当該緊急貸付を受けようとしているお客さまを含みます。）から一時的に電気料金の支払いが困難であるとの申出があった場合、または、当社供給区域内のお客さまから申出があり、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断した場合については、特定小売供給約款（令和2年9月11日届出）28（料金の支払義務および支払期日）にかかわらず、電気料金の支払期日について、令和2年3月分、4月分、5月分、6月分および7月分（支払義務発生日が令和2年3月19日以降となるものに限る。）は、原則として各々5ヶ月間延長し、令和2年8月分は、原則として4ヶ月間延長し、令和2年9月分は、原則として3ヶ月間延長し、令和2年10月分は、原則として2ヶ月間延長し、令和2年11月分は、原則として1ヶ月間延長する。

（実施期間満了日：令和3年1月〔満了日は検針日ごとに相違〕）

附 則

附

則

- 1 本供給条件実施の際現に特定小売供給約款以外の供給条件（令和 2 年 9 月 30 日付け 20200918 資第 32 号認可。以下「旧供給条件」という。）の適用を受けているお客さまについては、本供給条件の規定を適用する。
- 2 本供給条件の実施にともない、旧供給条件は廃止する。

(添 付 書 類)

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第 26 条の規定に基づく添付書類

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第 26 条第 1 号)

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条第1号)

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

別 添

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に公共料金の支払いが困難となるお客さまに対して、電気料金の支払期日の延長を行なうよう、令和2年3月19日に経済産業省から要請がなされました。

このような状況を踏まえ、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さまの電気料金の支払延伸を目的に、当社の供給区域内の需要場所における電気の使用に対し、令和2年3月19日に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、認可を受けましたが、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大し、令和2年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、内閣総理大臣から7都府県を対象に令和2年5月6日を期限とした緊急事態宣言が発令され、令和2年4月16日に対象が全国に拡大されたことを受けて、更なる支払延伸を目的に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、令和2年4月24日に認可を受けました。さらに、令和2年5月4日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の期限を令和2年5月31日まで延長する発令がなされたことを受け、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さま等の電気料金の更なる支払延伸を目的に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、令和2年5月13日に認可を受けました。

その後、令和2年5月25日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の全面解除が発令されたものの、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることとされている状況を踏まえ、支払延伸を目的に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、令和2年6月24日に認可を受けました。さらに、段階的に社会経済の活動レベルが引き上げられている状況であることを踏まえ、支払延伸を目的に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、令和2年7月20日に認可を受けました。また、令和2年8月6日には、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる現下の状況を踏まえ、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に特定小売供給約款以外の供給条件

を設定し、認可を受け、令和 2 年 9 月 2 日にも継続して感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる現下の状況を踏まえ、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、認可を受け、令和 2 年 10 月 1 日の特定小売供給約款の実施にあたっては、引き続き適用するべく、支払延伸を目的に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、令和 2 年 9 月 30 日に認可を受けました。

この度、継続して感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる状況に変わりはないことから、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、引き続き、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さま、または、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断したお客さまの電気料金の支払延伸を目的に、当社の供給区域内の需要場所における電気の使用に対し、平成 26 年改正法附則第 16 条第 4 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第 21 条第 1 項に基づき、特定小売供給約款以外の供給条件を設定したく申請するものであります。

なお、実施期間満了後の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の影響状況等を鑑み、別途検討いたします。

以 上

特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

東北電販料第9号

令和2年10月13日

経済産業大臣 梶 山 弘 志 殿

仙台市青葉区本町一丁目7番1号

東北電力株式会社

取締役社長 樋口 康二
社長執行役員

平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項の規定により、次のとおり特定小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料 金 そ の 他 の 供 給 条 件 の 内 容	別紙に記載したとおりであります。
実 施 期 日 お よ び 実 施 期 間	別紙に記載したとおりであります。

料金その他の供給条件の内容ならびに実施期日および実施期間

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、都道府県社会福祉協議会より一時的な資金の緊急貸付を受けている当社供給区域内のお客さま（当該緊急貸付を受けようとしておられるお客さまを含みます。）から一時的に電気料金の支払いが困難であるとの申出があった場合、または、当社供給区域内のお客さまから申出があり、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断した場合については、特定小売供給約款（令和元年8月28日届出）28（料金の支払義務および支払期日）にかかわらず、電気料金の支払期日について、令和2年3月分、4月分、5月分、6月分および7月分（支払義務発生日が令和2年3月19日以降となるものに限る。）は、原則として各々5ヶ月間延長し、令和2年8月分は、原則として4ヶ月間延長し、令和2年9月分は、原則として3ヶ月間延長し、令和2年10月分は、原則として2ヶ月間延長し、令和2年11月分は、原則として1ヶ月間延長する。

（実施期間満了日：令和3年1月〔満了日は検針日ごとに相違〕）

附 則

- 1 本供給条件実施の際現に特定小売供給約款以外の供給条件（令和2年9月2日付け20200831資第11号認可。以下「旧供給条件」という。）の適用を受けているお客さまについては、本供給条件の規定を適用する。
- 2 本供給条件の実施にともない、旧供給条件は廃止する。

以 上

(添付書類)

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条の規定に基づく添付書類

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条第1号)

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条第1号)

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に公共料金の支払いが困難となるお客さまに対して、電気料金の支払期日の延長を行なうよう、令和2年3月19日に経済産業省から要請がなされました。

このような状況を踏まえ、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さまの電気料金の支払延伸を目的に、当社の供給区域内の需要場所における電気の使用に対し、令和2年3月19日に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、認可を受けましたが、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大し、令和2年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、内閣総理大臣から7都府県を対象に令和2年5月6日を期限とした緊急事態宣言が発令され、令和2年4月16日に対象が全国に拡大されたことを受けて、更なる支払延伸を目的に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、令和2年4月24日に認可を受けました。さらに、令和2年5月4日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の期限を令和2年5月31日まで延長する発令がなされたことを受け、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さま等の電気料金の更なる支払延伸を目的に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、令和2年5月13日に認可を受けました。

その後、令和2年5月25日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の全面解除が発令されたものの、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることとされている状況を踏まえ、支払延伸を目的に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、令和2年6月24日に認可を受けました。さらに、段階的に社会経済の活動レベルが引き上げられている状況であることを踏まえ、支払延伸を目的に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、令和2年7月20日に認可を受けました。また、令和2年8月6日には、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる現下の状況を踏まえ、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、認可を受け、令和2年9月2日にも継続して感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる現下の状況を踏まえ、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、認可を受けました。

この度、継続して感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる状況に変わりはないことから、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、引き続き、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さま、または、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断したお客さまの電気料金の支払延伸を目的に、当社の供給区域内の需要場所における電気の使用に対し、平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項に基づき、特定小売供給約款以外の供給条件を設定したく申請するものであります。

なお、実施期間満了後の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の影響状況等を鑑み、別途検討いたします。

特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

販 本 発 2 第 8 号

令和 2 年 10 月 13 日

経済産業大臣 梶 山 弘 志 殿

東京都千代田区内幸町 1 丁目 1 番 3 号

東京電力エナジーパートナー株式会社

代表取締役社長 秋 本 展 彦

平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項の規定により、次のとおり特定小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料金その他の 供給条件の内容	別紙に記載したとおりであります。
実 施 期 日 及び実施期間	別紙に記載したとおりであります。

別 紙

料金その他の供給条件の内容ならびに実施期日および実施期間

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、都道府県社会福祉協議会より一時的な資金の緊急貸付を受けている当社供給区域内のお客さま（当該緊急貸付を受けようとしているお客さまを含みます。）から一時的に電気料金の支払いが困難であるとの申出があった場合、または、当社供給区域内のお客さまから申出があり、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断した場合については、特定小売供給約款（令和元年8月28日届出）28（料金の支払義務および支払期日）にかかわらず、電気料金の支払期日について、令和2年3月分、4月分、5月分、6月分および7月分（支払義務発生日が令和2年3月19日以降となるものに限る。）は、原則としておのこの5ヶ月間延長し、令和2年8月分は、原則として4ヶ月間延長し、令和2年9月分は、原則として3ヶ月間延長し、令和2年10月分は、原則として2ヶ月間延長し、令和2年11月分は、原則として1ヶ月間延長する。

（実施期間満了日：令和3年1月[満了日は検針日ごとに相違]）

附 則

- 1 本供給条件実施の際現に特定小売供給約款以外の供給条件（令和2年9月2日付け20200831資第11号認可。以下「旧供給条件」という。）の適用を受けているお客さまについては，本供給条件の規定を適用する。
- 2 本供給条件の実施にともない，旧供給条件は廃止する。

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置 に関する省令第26条の規定に基づく添付書類

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省
令第26条第1号)

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条第1号)

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に公共料金の支払いが困難となるお客さまに対して、電気料金の支払期日の延長を行なうよう、令和2年3月19日に経済産業省から要請がなされました。

このような状況を踏まえ、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さまの電気料金の支払延伸を目的に、当社の供給区域内の需要場所における電気の使用に対し、令和2年3月19日に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、認可を受けましたが、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大し、令和2年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、内閣総理大臣から7都府県を対象に令和2年5月6日を期限とした緊急事態宣言が発令され、令和2年4月16日に対象が全国に拡大されたことを受けて、更なる支払延伸を目的に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、令和2年4月24日に認可を受けました。さらに、令和2年5月4日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の期限を令和2年5月31日まで延長する発令がなされたことを受け、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さま等の電気料金の更なる支払延伸を目的に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、令和2年5月13日に認可を受けました。

その後、令和2年5月25日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の全面解除が発令されたものの、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることとされている状況を踏まえ、支払延伸を目的に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、令和2年6月24日に認可を受けました。さらに、段階的に社会経済の活動レベルが引き上げられている状況であることを踏まえ、支払延伸を目的に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、令和2年7月20日に認可を受けました。また、令和2年8月6日には、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組

んでいる現下の状況を踏まえ、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、認可を受け、令和2年9月2日にも継続して感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる現下の状況を踏まえ、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、認可を受けました。

この度、継続して感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる状況に変わりはないことから、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、引き続き、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さま、または、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断したお客さまの電気料金の支払延伸を目的に、当社の供給区域内の需要場所における電気の使用に対し、平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項に基づき、特定小売供給約款以外の供給条件を設定したく申請するものであります。

なお、実施期間満了後の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の影響状況等を鑑み、別途検討いたします。

以上

特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

カサ本発第13号

2020年10月12日

経済産業大臣 梶 山 弘 志 殿

名古屋市東区東新町1番地

中部電力ミライズ株式会社

代表取締役
社長執行役員

大谷 真

平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて準用される旧電気事業法第21条第1項により、次の通り特定小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料 金 そ の 他 の 供 給 条 件 の 内 容	別紙に記載したとおりであります。
実 施 期 日 及 び 実 施 期 間	別紙に記載したとおりであります。

別紙

料金その他の供給条件の内容 ならびに実施期日および実施期間

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、都道府県社会福祉協議会より一時的な資金の緊急貸付を受けている当社供給区域内のお客さま（当該緊急貸付を受けようとしているお客さまを含みます。）から一時的に電気料金の支払いが困難であるとの申出があった場合、または、当社供給区域内のお客さまから申出があり、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断した場合については、特定小売供給約款（2020年9月11日届出）28（料金の支払義務および支払期日）にかかわらず、電気料金の支払期日について、2020年3月分、4月分、5月分、6月分および7月分（支払義務発生日が2020年3月19日以降となるものに限る。）は、原則として各々5ヶ月間延長し、2020年8月分は、原則として4ヶ月間延長し、2020年9月分は、原則として3ヶ月間延長し、2020年10月分は、原則として2ヶ月間延長し、2020年11月分は、原則として1ヶ月間延長する。

（実施期間満了日：2021年1月〔満了日は検針日ごとに相違〕）

附 則

- 1 本供給条件実施の際現に特定小売供給約款以外の供給条件（令和2年9月30日付け20200918資第32号認可。以下「旧供給条件」という。）の適用を受けているお客さまについては、本供給条件の規定を適用する。
- 2 本供給条件の実施にともない、旧供給条件は廃止する。

特定小売供給約款以外の供給条件 による供給を必要とする理由

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に公共料金の支払いが困難となるお客さまに対して、電気料金の支払期日の延長を行なうよう、2020年3月19日に経済産業省から要請がなされました。

このような状況を踏まえ、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さまの電気料金の支払延伸を目的に、当社の供給区域内の需要場所における電気の使用に対し、2020年3月19日に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、認可を受けましたが、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大し、2020年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、内閣総理大臣から7都府県を対象に2020年5月6日を期限とした緊急事態宣言が発令され、2020年4月16日に対象が全国に拡大されたことを受けて、更なる支払延伸を目的に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、2020年4月24日に認可を受けました。さらに、2020年5月4日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の期限を2020年5月31日まで延長する発令がなされたことを受け、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さま等の電気料金の更なる支払延伸を目的に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、2020年5月13日に認可を受けました。

その後、2020年5月25日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の全面解除が発令されたものの、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることとされている状況を踏まえ、支払延伸を目的に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、2020年6月24日に認可を受けました。さらに、段階的に社会経済の活動レベルが引き上げられている状況であることを踏まえ、支払延伸を目的に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、2020年7月20日に認可を受けました。また、2020年8月6日には、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる現下の状況を踏まえ、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、認可を受け、2020年9月2日にも継続して感染拡大の防止と社会経

済活動の維持の両立に取り組んでいる現下の状況を踏まえ、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、認可を受け、2020年10月1日の特定小売供給約款の実施にあたっては、引き続き適用するべく、支払延伸を目的に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、2020年9月30日に認可を受けました。

この度、継続して感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる状況に変わりはないことから、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、引き続き、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さま、または、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断したお客さまの電気料金の支払延伸を目的に、当社の供給区域内の需要場所における電気の使用に対し、平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて準用される旧電気事業法第21条第1項に基づき、特定小売供給約款以外の供給条件を設定したく申請するものであります。

なお、実施期間満了後の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の影響状況等を鑑み、別途検討いたします。

以 上

特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

お客さまサービス第 12 号

2020 年 10 月 13 日

経済産業大臣 梶山 弘志 殿

富山県富山市 1 号

北陸電力

代表取締役社長

社長執行役員 金井 豊

平成 26 年改正法附則第 16 条第 4 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第 21 条第 1 項の規定により、次のとおり特定小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請いたします。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	別紙に記載のとおりであります。

料金その他の供給条件の内容
ならびに実施期日および実施期間

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、都道府県社会福祉協議会より一時的な資金の緊急貸付を受けている当社供給区域内のお客さま（当該緊急貸付を受けようとしているお客さまを含みます。）から一時的に電気料金の支払いが困難であるとの申出があった場合、または、当社供給区域内のお客さまから申出があり、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断した場合については、特定小売供給約款（2020年9月11日届出）28（料金の支払義務および支払期日）にかかわらず、電気料金の支払期日について、2020年3月分、4月分、5月分、6月分および7月分（支払義務発生日が2020年3月19日以降となるものに限る。）は、原則として各々5か月間延長し、2020年8月分は、原則として4か月間延長し、2020年9月分は、原則として3か月間延長し、2020年10月分は、原則として2か月間延長し、2020年11月分は、原則として1か月間延長する。

（実施期間満了日：2021年1月[満了日は検針日ごとに相違]）

附 則

- 1 本供給条件実施の際現に特定小売供給約款以外の供給条件（令和2年9月30日付け20200918 資第32号認可。以下「旧供給条件」という。）の適用を受けているお客さまについては、本供給条件の規定を適用する。
- 2 本供給条件の実施にともない、旧供給条件は廃止する。

(添付書類)

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置
に関する省令第26条の規定に基づく添付書類

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令
第26条第1号)

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に公共料金の支払いが困難となるお客さまに対して、電気料金の支払期日の延長を行なうよう、2020年3月19日に経済産業省から要請がなされました。

このような状況を踏まえ、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さまの電気料金の支払延伸を目的に、当社の供給区域内の需要場所における電気の使用に対し、2020年3月19日に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、認可を受けましたが、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大し、2020年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、内閣総理大臣から7都府県を対象に2020年5月6日を期限とした緊急事態宣言が発令され、2020年4月16日に対象が全国に拡大されたことを受けて、更なる支払延伸を目的に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、2020年4月24日に認可を受けました。さらに、2020年5月4日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の期限を2020年5月31日まで延長する発令がなされたことを受け、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さま等の電気料金の更なる支払延伸を目的に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、2020年5月13日に認可を受けました。

その後、2020年5月25日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の全面解除が発令されたものの、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることとされている状況を踏まえ、支払延伸を目的に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、2020年6月24日に認可を受けました。さらに、段階的に社会経済の活動レベルが引き上げられている状況であることを踏まえ、支払延伸を目的に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、2020年7月20日に認可を受けました。また、2020年8月6日には、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる現下の状況を踏まえ、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、認可を受け、2020年9月2日にも継続して感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる現下の状況を踏まえ、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、認可を受け、2020年10月1日の特定小売供給約款の実施にあたっては、引き続き適用するべく、支払延伸を目的に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、2020年9月30日に認可を受けました。

この度、継続して感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる状況に変わりはないことから、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、引き続き、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さま、または、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断したお客さまの電気料金の支払延伸を目的に、当社の供給区域内の需要場所における電気の使用に対し、平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項に基づき、特定小売供給約款以外の供給条件を設定したく申請するものであります。

なお、実施期間満了後の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の影響状況等を鑑み、別途検討いたします。

以 上

電気特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

2020 年 10 月 13 日

関西電力株式会社

電気特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

関営発 第 11 号
2020 年 10 月 13 日

経済産業大臣 梶山弘志 殿

関西電力株式会社
執行役社長 森本



平成 26 年改正法附則第 16 条第 4 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて準用される旧電気事業法第 21 条第 1 項により，次の通り電気特定小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載したとおりであります。
実施期日及び実施期間	別紙に記載したとおりであります。

別 紙

料金その他の供給条件の内容ならびに実施期日および実施期間

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、都道府県社会福祉協議会より一時的な資金の緊急貸付を受けている当社供給区域内のお客さま（当該緊急貸付を受けようとしているお客さまを含みます。）から一時的に電気料金の支払いが困難であるとの申出があった場合、または、当社供給区域内のお客さまから申出があり、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断した場合については、電気特定小売供給約款（2020年9月11日届出）28（料金の支払義務および支払期日）にかかわらず、電気料金の支払期日について、2020年3月分、4月分、5月分、6月分および7月分（支払義務発生日が2020年3月19日以降となるものに限る。）は、原則として各々5ヶ月間延長し、2020年8月分は、原則として4ヶ月間延長し、2020年9月分は、原則として3ヶ月間延長し、2020年10月分は、原則として2ヶ月間延長し、2020年11月分は、原則として1ヶ月間延長する。

（実施期間満了日：2021年1月[満了日は検針日ごとに相違]）

附 則

- 1 本供給条件実施の際現に電気特定小売供給約款以外の供給条件（令和2年9月30日付け20200918資第32号認可。以下「旧供給条件」という。）の適用を受けているお客さまについては、本供給条件の規定を適用する。
- 2 本供給条件の実施にともない、旧供給条件は廃止する。

電気特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に公共料金の支払いが困難となるお客さまに対して、電気料金の支払期日の延長を行なうよう、2020年3月19日に経済産業省から要請がなされました。

このような状況を踏まえ、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さまの電気料金の支払延伸を目的に、当社の供給区域内の需要場所における電気の使用に対し、2020年3月19日に電気特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、認可を受けましたが、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大し、2020年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、内閣総理大臣から7都府県を対象に2020年5月6日を期限とした緊急事態宣言が発令され、2020年4月16日に対象が全国に拡大されたことを受けて、更なる支払延伸を目的に電気特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、2020年4月24日に認可を受けました。さらに、2020年5月4日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の期限を2020年5月31日まで延長する発令がなされたことを受け、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さま等の電気料金の更なる支払延伸を目的に電気特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、2020年5月13日に認可を受けました。

その後、2020年5月25日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の全面解除が発令されたものの、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることとされている状況を踏まえ、支払延伸を目的に電気特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、2020年6月24日に認可を受けました。さらに、段階的に社会経済の活動レベルが引き上げられている状況であることを踏まえ、支払延伸を目的に電気特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、2020年7月20日に認可を受けました。また、2020年8月6日には、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる現下の状況を踏まえ、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に電気特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、認可を受け、2020年9月2日にも継続して感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる現下の状況を踏まえ、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に電気特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、認可を受け、2020年10月1日の電気特定小売供給約款の実施にあたっては、引き続き適用するべく、支払延伸を目的に電気特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、2020年9月30日に認可を受けました。

この度、継続して感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる状況に変わりはないことから、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、引き続き、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さま、または、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断したお客さまの電気料金の支払延伸を目的に、当社の供給区域内の需要場所における電気の使用に対し、平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて準用される旧電気事業法第21条第1項に基づき、電気特定小売供給約款以外の供給条件を設定したく申請するものであります。

なお、実施期間満了後の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の影響状況等を鑑み、別途検討いたします。

以 上

電気特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

2020 年 10 月 13 日

中国電力株式会社

電気特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

販運第 168 号

2020 年 10 月 13 日

経済産業大臣 梶山弘志 殿

中国電力株式会社
代表取締役社長執行役員 清水 希彦

平成 26 年改正法附則第 16 条第 4 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて準用される旧電気事業法第 21 条第 1 項により、次の通り電気特定小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載したとおりであります。
実施期日及び実施期間	別紙に記載したとおりであります。

別 紙

料金その他の供給条件の内容ならびに実施期日および実施期間

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、都道府県社会福祉協議会より一時的な資金の緊急貸付を受けている当社供給区域内のお客さま（当該緊急貸付を受けようとしているお客さまを含みます。）から一時的に電気料金の支払いが困難であるとの申出があった場合、または、当社供給区域内のお客さまから申出があり、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断した場合については、電気特定小売供給約款（2020年9月11日届出）28（料金の支払義務および支払期日）にかかわらず、電気料金の支払期日について、2020年3月分、4月分、5月分、6月分および7月分（支払義務発生日が2020年3月19日以降となるものに限る。）は、原則として各々5ヶ月間延長し、2020年8月分は、原則として4ヶ月間延長し、2020年9月分は、原則として3ヶ月間延長し、2020年10月分は、原則として2ヶ月間延長し、2020年11月分は、原則として1ヶ月間延長する。

（実施期間満了日：2021年1月〔満了日は検針日ごとに相違〕）

附 則

- 1 本供給条件実施の際現に電気特定小売供給約款以外の供給条件（令和2年9月30日付け20200918資第32号認可。以下「旧供給条件」という。）の適用を受けているお客さまについては、本供給条件の規定を適用する。
- 2 本供給条件の実施にともない、旧供給条件は廃止する。

電気特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に公共料金の支払いが困難となるお客さまに対して、電気料金の支払期日の延長を行なうよう、2020年3月19日に経済産業省から要請がなされました。

このような状況を踏まえ、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さまの電気料金の支払延伸を目的に、当社の供給区域内の需要場所における電気の使用に対し、2020年3月19日に電気特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、認可を受けましたが、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大し、2020年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、内閣総理大臣から7都府県を対象に2020年5月6日を期限とした緊急事態宣言が発令され、2020年4月16日に対象が全国に拡大されたことを受けて、更なる支払延伸を目的に電気特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、2020年4月24日に認可を受けました。さらに、2020年5月4日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の期限を2020年5月31日まで延長する発令がなされたことを受け、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さま等の電気料金の更なる支払延伸を目的に電気特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、2020年5月13日に認可を受けました。

その後、2020年5月25日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の全面解除が発令されたものの、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることとされている状況を踏まえ、支払延伸を目的に電気特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、2020年6月24日に認可を受けました。さらに、段階的に社会経済の活動レベルが引き上げられている状況であることを踏まえ、支払延伸を目的に電気特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、2020年7月20日に認可を受けました。また、2020年8月6日には、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる現下の状況を踏まえ、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に電気特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、認可を受け、2020年9月2日にも継続して感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる現下の状況を踏まえ、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に電気特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、認可を受け、2020年10月1日の電気特定小売供給約款の実施にあたっては、引き続き適用するべく、支払延伸を目的に電気特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、2020年9月30日に認可を受けました。

この度、継続して感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる状況に変わりはないことから、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、引き続き、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さま、または、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断したお客さまの電気料金の支払延伸を目的に、当社の供給区域内の需要場所における電気の使用に対し、平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて準用される旧電気事業法第21条第1項に基づき、電気特定小売供給約款以外の供給条件を設定したく申請するものであります。

なお、実施期間満了後の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の影響状況等を鑑み、別途検討いたします。

以 上

特定小売供給約款以外の供給条件 認可申請書

令和 2 年 10 月 13 日

四国電力株式会社

特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

リ統発令 2 第 8 号
令和 2 年 10 月 13 日

経済産業大臣 梶 山 弘 志 殿

高 2 番 5 号
四 式 会 社
取
社長執行役員 長 井 啓

平成 26 年改正法附則第 16 条第 4 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて準用される旧電気事業法第 21 条第 1 項により、次の通り特定小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載したとおりであります。
実施期日及び実施期間	別紙に記載したとおりであります。

別 紙

料金その他の供給条件の内容ならびに実施期日および実施期間

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、都道府県社会福祉協議会より一時的な資金の緊急貸付を受けている当社供給区域内のお客さま（当該緊急貸付を受けようとしているお客さまを含みます。）から一時的に電気料金の支払いが困難であるとの申出があった場合、または、当社供給区域内のお客さまから申出があり、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断した場合については、特定小売供給約款（令和元年8月28日届出）28（料金の支払義務および支払期日）にかかわらず、電気料金の支払期日について、令和2年3月分、4月分、5月分、6月分および7月分（支払義務発生日が令和2年3月19日以降となるものに限る。）は、原則として各々5ヶ月間延長し、令和2年8月分は、原則として4ヶ月間延長し、令和2年9月分は、原則として3ヶ月間延長し、令和2年10月分は、原則として2ヶ月間延長し、令和2年11月分は、原則として1ヶ月間延長する。

（実施期間満了日：令和3年1月[満了日は検針日ごとに相違]）

附 則

- 1 本供給条件実施の際現に特定小売供給約款以外の供給条件（令和2年9月2日付け20200831 資第11号認可。以下「旧供給条件」という。）の適用を受けているお客さまについては、本供給条件の規定を適用する。
- 2 本供給条件の実施にともない、旧供給条件は廃止する。

別 添

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に公共料金の支払いが困難となるお客さまに対して、電気料金の支払期日の延長を行なうよう、令和2年3月19日に経済産業省から要請がなされました。

このような状況を踏まえ、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さまの電気料金の支払延伸を目的に、当社の供給区域内の需要場所における電気の使用に対し、令和2年3月19日に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、認可を受けましたが、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大し、令和2年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、内閣総理大臣から7都府県を対象に令和2年5月6日を期限とした緊急事態宣言が発令され、令和2年4月16日に対象が全国に拡大されたことを受けて、更なる支払延伸を目的に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、令和2年4月24日に認可を受けました。さらに、令和2年5月4日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の期限を令和2年5月31日まで延長する発令がなされたことを受け、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さま等の電気料金の更なる支払延伸を目的に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、令和2年5月13日に認可を受けました。

その後、令和2年5月25日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の全面解除が発令されたものの、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることとされている状況を踏まえ、支払延伸を目的に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、令和2年6月24日に認可を受けました。さらに、段階的に社会経済の活動レベルが引き上げられている状況であることを踏まえ、支払延伸を目的に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、令和2年7月20日に認可を受けました。また、令和2年8月6日には、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる現下の状況を踏まえ、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、認可を受け、令和2年9月2日にも継続して感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる現下の状況を踏まえ、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に特定小売供給約款以外の供給条件を設定

し、認可を受けました。

この度、継続して感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる状況に変わりはないことから、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、引き続き、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さま、または、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断したお客さまの電気料金の支払延伸を目的に、当社の供給区域内の需要場所における電気の使用に対し、平成 26 年改正法附則第 16 条第 4 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて準用される旧電気事業法第 21 条第 1 項に基づき、特定小売供給約款以外の供給条件を設定したく申請するものであります。

なお、実施期間満了後の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の影響状況等を鑑み、別途検討いたします。

以 上

特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

営業運第9号
令和2年10月13日

経済産業大臣 梶山弘志 殿

福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
九州電力株式会社

代表取締役 池辺和弘
社長執行役員

平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項の規定により、次のとおり特定小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載したとおりであります。
実施期日 および実施期間	同上

料金その他の供給条件の内容ならびに実施期日および実施期間

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、都道府県社会福祉協議会より一時的な資金の緊急貸付を受けている当社供給区域内のお客さま（当該緊急貸付を受けようとしているお客さまを含みます。）から一時的に電気料金の支払いが困難であるとの申出があった場合、または、当社供給区域内のお客さまから申出があり、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断した場合については、特定小売供給約款（2019年8月28日届出）28（料金の支払義務および支払期日）にかかわらず、電気料金の支払期日について、2020年3月分、4月分、5月分、6月分および7月分（支払義務発生日が2020年3月19日以降となるものに限る。）は、原則として各々5か月間延長し、2020年8月分は、原則として4か月間延長し、2020年9月分は、原則として3か月間延長し、2020年10月分は、原則として2か月間延長し、2020年11月分は、原則として1か月間延長する。

（実施期間満了日：2021年1月[満了日は検針日ごとに相違]）

附 則

- 1 本供給条件実施の際現に特定小売供給約款以外の供給条件（令和2年9月2日付け20200831資第11号認可。以下「旧供給条件」という。）の適用を受けているお客さまについては、本供給条件の規定を適用する。
- 2 本供給条件の実施にともない、旧供給条件は廃止する。

(添 付 書 類)

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条の規定に基づく添付書類

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条第1号)

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令
第26条第1号)

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に公共料金の支払いが困難となるお客さまに対して、電気料金の支払期日の延長を行なうよう、2020年3月19日に経済産業省から要請がなされました。

このような状況を踏まえ、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さまの電気料金の支払延伸を目的に、当社の供給区域内の需要場所における電気の使用に対し、2020年3月19日に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、認可を受けましたが、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大し、2020年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、内閣総理大臣から7都府県を対象に2020年5月6日を期限とした緊急事態宣言が発令され、2020年4月16日に対象が全国に拡大されたことを受けて、更なる支払延伸を目的に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、2020年4月24日に認可を受けました。さらに、2020年5月4日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の期限を2020年5月31日まで延長する発令がなされたことを受け、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さま等の電気料金の更なる支払延伸を目的に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、2020年5月13日に認可を受けました。

その後、2020年5月25日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の全面解除が発令されたものの、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることとされている状況を踏まえ、支払延伸を目的に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、2020年6月24日に認可を受けました。さらに、段階的に社会経済の活動レベルが引き上げられている状況であることを踏まえ、更なる支払延伸を目的に電気特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、2020年7月20日に認可を受けました。また、2020年8月6日には、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる現下の状況を踏まえ、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に電気特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、認可を受け、2020年9月2日にも継続して感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる現下の状況を踏まえ、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に電気特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、認可を受けました。

この度、継続して感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる状況に変わりはないことから、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、引き続き、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さま、または、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断したお客さまの電気料金の支払延伸を目的に、当社の供給区域内の需要場所における電気の使用に対し、平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項に基づき、特定小売供給約款以外の供給条件を設定したく申請するものであります。

なお、実施期間満了後の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の影響状況等を鑑み、別途検討いたします。

以 上

「社会主義」の概念は、19世紀後半から20世紀初頭にかけて、ヨーロッパを中心に広がり、中国にも伝播した。この概念は、社会の公平と正義を追求する思想であり、資本主義社会の矛盾を批判するものとして知られる。

中国では、社会主義思想は、主に知識階級や労働階級の間で広がり、社会改革の思想として受け入れられた。この思想は、中国の社会主義運動の基盤となり、後の中国共産党の成立に大きく貢献した。社会主義思想の伝播は、中国の近代化プロセスにおいて重要な役割を果たした。この思想は、中国の社会主義運動の基盤となり、後の中国共産党の成立に大きく貢献した。社会主義思想の伝播は、中国の近代化プロセスにおいて重要な役割を果たした。

社会主義思想の伝播は、中国の近代化プロセスにおいて重要な役割を果たした。この思想は、中国の社会主義運動の基盤となり、後の中国共産党の成立に大きく貢献した。社会主義思想の伝播は、中国の近代化プロセスにおいて重要な役割を果たした。この思想は、中国の社会主義運動の基盤となり、後の中国共産党の成立に大きく貢献した。社会主義思想の伝播は、中国の近代化プロセスにおいて重要な役割を果たした。

社会主義思想の伝播は、中国の近代化プロセスにおいて重要な役割を果たした。この思想は、中国の社会主義運動の基盤となり、後の中国共産党の成立に大きく貢献した。社会主義思想の伝播は、中国の近代化プロセスにおいて重要な役割を果たした。この思想は、中国の社会主義運動の基盤となり、後の中国共産党の成立に大きく貢献した。社会主義思想の伝播は、中国の近代化プロセスにおいて重要な役割を果たした。

特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

2020 年 10 月 13 日

沖縄電力株式会社

特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

沖電販販運発第 19 号

2020 年 10 月 13 日

経済産業大臣 梶山弘志 殿

沖縄県浦添市牧港五丁

沖縄電力株式会

代表取締役

社長

本 永

浩

平成 26 年改正法附則第 16 条第 4 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第 21 条第 1 項により、次の通り特定小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載したとおりであります。
実施期日及び実施期間	別紙に記載したとおりであります。

料金その他の供給条件の内容ならびに実施期日および実施期間

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、都道府県社会福祉協議会より一時的な資金の緊急貸付を受けている当社供給区域内のお客さま（当該緊急貸付を受けようとしているお客さまを含みます。）から一時的に電気料金の支払いが困難であるとの申出があった場合、または、当社供給区域内のお客さまから申出があり、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断した場合については、特定小売供給約款（沖電販販企発第5号令和元年8月29日届出）28（料金の支払義務および支払期日）にかかわらず、電気料金の支払期日について、2020年3月分、4月分、5月分、6月分および7月分（支払義務発生日が2020年3月19日以降となるものに限る。）は、原則として各々5ヶ月間延長し、2020年8月分は、原則として4ヶ月間延長し、2020年9月分は、原則として3ヶ月間延長し、2020年10月分は、原則として2ヶ月間延長し、2020年11月分は、原則として1ヶ月間延長する。

（実施期間満了日：2021年1月[満了日は検針日ごとに相違]）

附 則

- 1 本供給条件実施の際現に特定小売供給約款以外の供給条件（令和2年9月2日付け20200831資第11号認可。以下「旧供給条件」という。）の適用を受けているお客さまについては、本供給条件の規定を適用する。
- 2 本供給条件の実施にともない、旧供給条件は廃止する。

別 添

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に公共料金の支払いが困難となるお客さまに対して、電気料金の支払期日の延長を行なうよう、2020年3月19日に経済産業省から要請がなされました。

このような状況を踏まえ、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さまの電気料金の支払延伸を目的に、当社の供給区域内の需要場所における電気の使用に対し、2020年3月19日に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、認可を受けましたが、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大し、2020年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、内閣総理大臣から7都府県を対象に2020年5月6日を期限とした緊急事態宣言が発令され、2020年4月16日に対象が全国に拡大されたことを受けて、更なる支払延伸を目的に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、2020年4月24日に認可を受けました。さらに、2020年5月4日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の期限を2020年5月31日まで延長する発令がなされたことを受け、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さま等の電気料金の更なる支払延伸を目的に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、2020年5月13日に認可を受けました。

その後、2020年5月25日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の全面解除が発令されたものの、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることとされている状況を踏まえ、支払延伸を目的に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、2020年6月24日に認可を受けました。さらに、段階的に社会経済の活動レベルが引き上げられている状況であることを踏まえ、支払延伸を目的に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、2020年7月20日に認可を受けました。また、2020年8月6日には、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる現下の状況を踏まえ、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、認可を受け、2020年9月2日にも継続して感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる現下の状況を踏まえ、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、認可を受けました。

この度、継続して感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる状況に変わりはないことから、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、引き続き、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さま、または、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断したお客さまの電気料金の支払延伸を目的に、当社の供給区域内の需要場所における電気の使用に対し、平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて準用される旧電気事業法第21条第1項に基づき、特定小売供給約款以外の供給条件を設定したく申請するものであります。

なお、実施期間満了後の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の影響状況等を鑑み、別途検討いたします。

以 上

経済産業省

官 印 省 略

20201013資第1号

令和2年10月13日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

託送供給等約款以外の供給条件の認可について

電気事業法（昭和39年法律第170号）第66条の11第1項第5号の規定に基づき、別添の申請に係る同法第18条第2項ただし書に規定する託送供給等約款以外の供給条件の認可について、貴委員会の意見を求めます。

託送供給等特例認可申請書

令和 2 年 10 月 13 日

北海道電力ネットワーク株式会社

託送供給等特例認可申請書

北 ネ 業 託 第 20 号
令和 2 年 10 月 13 日

経済産業大臣 梶山 弘志 殿

札幌市中区 目 2 番地
北海道電 株式会社
代表 下 村

電気事業法第 18 条第 2 項ただし書の規定により、次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供 給 の 種 類			接 続 供 給		備 考
供給の相手方	氏 名 (名称)		別紙に記載のとおりであります。		
	住 所		同 上		
	受給 場所	受電場所	同	上	
		供給場所	同	上	
供 給 電 力			同	上	
供 給 電 圧			同	上	
電 気 方 式 及 び 周 波 数			同	上	
料金その他の供給条件の内容			同	上	
供給開始年月日及び有効期間			同	上	

託送供給等約款以外の供給条件の内容

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、都道府県社会福祉協議会より一時的な資金の緊急貸付を受けている当社供給区域内の電気の利用者（当該緊急貸付を受けようとしている電気の利用者を含みます。）に対して電気の供給を行なう契約者から一時的に当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の支払いが困難であるとの申出があった場合、または、当社供給区域内の電気の利用者に対して電気の供給を行なう契約者から一時的に当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の支払いが困難であるとの申出があり、当該電気の利用者が新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断した場合には、託送供給等約款（令和2年7月28日付け届出）18（料金）の規定にかかわらず、当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の料金算定日について、令和2年3月、4月、5月、6月および7月料金計算分（料金算定日が令和2年3月19日以降となるものに限る。）は、原則として各々5ヶ月間延長し、令和2年8月料金計算分は、原則として4ヶ月間延長し、令和2年9月料金計算分は、原則として3ヶ月間延長し、令和2年10月料金計算分は、原則として2ヶ月間延長し、令和2年11月料金計算分は、原則として1ヶ月間延長する。

（実施期間満了日：令和3年1月〔満了日は検針日ごとに相違〕）

附 則

- 1 本供給条件実施の際現に託送供給等約款以外の供給条件（令和2年9月2日付け20200831 資第1号認可。以下「旧供給条件」という。）の適用を受けている契約者については、本供給条件の規定を適用する。
- 2 本供給条件の実施にともない、旧供給条件は廃止する。

(添付書類)

電気事業法施行規則第20条の規定に基づく添付書類

(電気事業法施行規則第20条第1号)

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする
理由

(電気事業法施行規則第20条第1号)

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に公共料金の支払いが困難となるお客さまに対して、電気料金の支払期日の延長を行なうよう、令和2年3月19日に経済産業省から要請がなされました。

このような状況を踏まえ、一時的に電気料金の支払いが困難となる当社供給区域内の電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の利用者に対して電気の供給を行なう契約者からの申出に柔軟に対応するとともに、当該電気の利用者のうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けている当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の支払延伸を目的に、当社の供給区域内の電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、令和2年3月19日に託送供給等約款以外の供給条件を設定し、認可を受けましたが、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大し、令和2年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、内閣総理大臣から7都府県を対象に令和2年5月6日を期限とした緊急事態宣言が発令され、令和2年4月16日に対象が全国に拡大されたことを受けて、更なる支払延伸を目的に託送供給等約款以外の供給条件を設定し、令和2年4月24日に認可を受けました。さらに、令和2年5月4日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の期限を令和2年5月31日まで延長する発令がなされたことを受け、一時的に電気料金の支払いが困難となる当社供給区域内の電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の利用者に対して電気の供給を行なう契約者からの申出に柔軟に対応するとともに、当該電気の利用者のうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けている当該電気の利用者を需要者とする供給地点等にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の更なる支払延伸を目的に、託送供給等約款以外の供給条件を設定し、令和2年5月13日に認可を受けました。

その後、令和2年5月25日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の全面解除が発令されたものの、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることとされている状況を踏まえ、更なる支払延伸を目的に、託送供給等約款以外の供給条件を設定し、令和2年6月24日に認可を受けました。さらに、段階的に社会経済の活動レベルが引き上げられている状況であることを踏まえ、更なる支払延伸を目的に、託送供給等約款以外の供給条件を設定し、令和2年7月20日に認可を受けました。また、令和2年8月6日には、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる現下の状況を踏まえ、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に託送供給等約款以外の供給条件を設定し、認可を受け、令和2年9月2日にも継続して感染拡大の防

止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる現下の状況を踏まえ、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に託送供給等約款以外の供給条件を設定し、認可を受けました。

この度、継続して感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる状況に変わりはないことから、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、引き続き、一時的に電気料金の支払いが困難となる当社供給区域内の電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の使用者に対して電気の供給を行なう契約者からの申出に柔軟に対応するとともに、当該電気の使用者のうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けている当該電気の使用者、または、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断した当該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の支払延伸を目的に、当社の供給区域内の電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、電気事業法第18条第2項ただし書の規定に基づき、託送供給等約款以外の供給条件を設定したく特例認可申請するものであります。

なお、実施期間満了後の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の影響状況等を鑑み、別途検討いたします。

以 上

託送供給等特例認可申請書

2020 年 10 月 13 日

東北電力ネットワーク株式会社

託送供給等特例認可申請書

東北電NWNWサ企第 22 号

2020 年 10 月 13 日

経済産業大臣 梶山 弘志 殿

仙台市青葉区本町一丁目 7 番 1 号

東北電力ネットワーク株式会社

取締役社長 坂本 光

電気事業法第 18 条第 2 項ただし書の規定により、次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供 給 の 種 類			接 続 供 給	備 考
供給の 相手方	氏 名（名称）		別紙に記載のとおりであります。	
	住 所		同上	
	受 給 場所	受 電 場 所	同上	
		供 給 場 所	同上	
供 給 電 力			同上	
供 給 電 圧			同上	
電 気 方 式 及 び 周 波 数			同上	
料金その他の供給条件の内容			同上	
供給開始年月日及び有効期間			同上	

託送供給等約款以外の供給条件の内容

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、都道府県社会福祉協議会より一時的な資金の緊急貸付を受けている当社供給区域内の電気の利用者（当該緊急貸付を受けようとしている電気の利用者を含みます。）に対して電気の供給を行なう契約者から一時的に当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の支払いが困難であるとの申出があった場合、または、当社供給区域内の電気の利用者に対して電気の供給を行なう契約者から一時的に当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の支払いが困難であるとの申出があり、当該電気の利用者が新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断した場合には、託送供給等約款（2020年9月4日付け20200728資第42号認可）18（料金）の規定にかかわらず、当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の料金算定日について、2020年3月、4月、5月、6月および7月料金計算分（料金算定日が2020年3月19日以降となるものに限る。）は、原則として各々5ヶ月間延長し、2020年8月料金計算分は、原則として4ヶ月間延長し、2020年9月料金計算分は、原則として3ヶ月間延長し、2020年10月料金計算分は、原則として2ヶ月間延長し、2020年11月料金計算分は、原則として1ヶ月間延長する。

（実施期間満了日：2021年1月〔満了日は検針日ごとに相違〕）

附 則

- 1 本供給条件実施の際現に託送供給等約款以外の供給条件（2020年9月30日付け 20200918 資第8号認可。以下「旧供給条件」という。）の適用を受けている契約者については，本供給条件の規定を適用する。
- 2 本供給条件の実施にともない，旧供給条件は廃止する。

別 添

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に公共料金の支払いが困難となるお客さまに対して、電気料金の支払期日の延長を行なうよう、2020年3月19日に経済産業省から要請がなされました。

このような状況を踏まえ、一時的に電気料金の支払いが困難となる当社供給区域内の電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の利用者に対して電気の供給を行なう契約者からの申出に柔軟に対応するとともに、当該電気の利用者のうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けている当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の支払延伸を目的に、当社の供給区域内の電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、2020年3月19日に託送供給等約款以外の供給条件を設定し、認可を受けましたが、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大し、2020年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、内閣総理大臣から7都府県を対象に2020年5月6日を期限とした緊急事態宣言が発令され、2020年4月16日に対象が全国に拡大されたことを受けて、更なる支払延伸を目的に託送供給等約款以外の供給条件を設定し、2020年4月24日に認可を受けました。さらに、2020年5月4日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の期限を2020年5月31日まで延長する発令がなされたことを受け、一時的に電気料金の支払いが困難となる当社供給区域内の電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の利用者に対して電気の供給を行なう契約者からの申出に柔軟に対応するとともに、当該電気の利用者のうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けている当該電気の利用者を需要者とする供給地点等にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の更なる支払延伸を目的に、託送供給等約款以外の供給条件を設定し、2020年5月13日に認可を受けました。

その後、2020年5月25日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の全面解除が発令されたものの、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることとされている状況を踏まえ、更なる支払延伸を目的に、託送供給等約款以外の供給条件を設定し、2020年6月24日に認可を受けました。さらに、段階的に社会経済の活動レベルが引き上げられている状況であることを踏まえ、更なる支払延伸を

目的に、託送供給等約款以外の供給条件を設定し、2020年7月20日に認可を受けました。また、2020年8月6日には、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる現下の状況を踏まえ、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に託送供給等約款以外の供給条件を設定し、認可を受け、2020年9月2日にも継続して感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる現下の状況を踏まえ、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に託送供給等約款以外の供給条件を設定し、認可を受け、2020年10月1日の託送供給等約款の実施にあたっては、引き続き適用するべく、支払延伸を目的に託送供給等約款以外の供給条件を設定し、2020年9月30日に認可を受けました。

この度、継続して感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる状況に変わりはないことから、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、引き続き、一時的に電気料金の支払いが困難となる当社供給区域内の電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の利用者に対して電気の供給を行なう契約者からの申出に柔軟に対応するとともに、当該電気の利用者のうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けている当該電気の利用者、または、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断した当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の支払延伸を目的に、当社の供給区域内の電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、電気事業法第18条第2項ただし書の規定に基づき、託送供給等約款以外の供給条件を設定したく特例認可申請するものであります。

なお、実施期間満了後の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の影響状況等を鑑み、別途検討いたします。

以上

託送供給等特例認可申請書

令和2年10月13日

東京電力パワーグリッド株式会社

託送供給等特例認可申請書

経料発2第22号

令和2年10月13日

経済産業大臣 梶山 弘志 殿

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号

東京電力パワーグリッド株式会社

代表取締役社長 金子 禎

電気事業法第18条第2項ただし書の規定により、次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供給の種類			接続供給	備考
供給の相手方	氏名(名称)		別紙に記載のとおりであります。	
	住所		同上	
	受給場所	受電場所	同上	
		供給場所	同上	
供給電力			同上	
供給電圧			同上	
電気方式及び周波数			同上	
料金その他の供給条件の内容			同上	
供給開始年月日及び有効期間			同上	

託送供給等約款以外の供給条件の内容

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、都道府県社会福祉協議会より一時的な資金の緊急貸付を受けている当社供給区域内の電気の利用者（当該緊急貸付を受けようとしている電気の利用者を含みます。）に対して電気の供給を行なう契約者から一時的に当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の支払いが困難であるとの申出があった場合、または、当社供給区域内の電気の利用者に対して電気の供給を行なう契約者から一時的に当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の支払いが困難であるとの申出があり、当該電気の利用者が新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断した場合には、託送供給等約款（令和2年9月4日付け 20200728 資第 42 号認可）18（料金）の規定にかかわらず、当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の料金算定日について、令和2年3月、4月、5月、6月および7月料金計算分（料金算定日が令和2年3月19日以降となるものに限る。）は、原則として各々5ヶ月間延長し、令和2年8月料金計算分は、原則として4ヶ月間延長し、令和2年9月料金計算分は、原則として3ヶ月間延長し、令和2年10月料金計算分は、原則として2ヶ月間延長し、令和2年11月料金計算分は、原則として1ヶ月間延長する。

（実施期間満了日：令和3年1月〔満了日は検針日ごとに相違〕）

附 則

- 1 本供給条件実施の際現に託送供給等約款以外の供給条件(令和2年9月30日付け20200918資第8号認可。以下「旧供給条件」という。)の適用を受けている契約者については、本供給条件の規定を適用する。
- 2 本供給条件の実施にともない、旧供給条件は廃止する。

別 添

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に公共料金の支払いが困難となるお客さまに対して、電気料金の支払期日の延長を行なうよう、令和2年3月19日に経済産業省から要請がなされました。

このような状況を踏まえ、一時的に電気料金の支払いが困難となる当社供給区域内の電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の利用者に対して電気の供給を行なう契約者からの申出に柔軟に対応するとともに、当該電気の利用者のうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けている当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の支払延伸を目的に、当社の供給区域内の電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、令和2年3月19日に託送供給等約款以外の供給条件を設定し、認可を受けましたが、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大し、令和2年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、内閣総理大臣から7都府県を対象に令和2年5月6日を期限とした緊急事態宣言が発令され、令和2年4月16日に対象が全国に拡大されたことを受けて、更なる支払延伸を目的に託送供給等約款以外の供給条件を設定し、令和2年4月24日に認可を受けました。さらに、令和2年5月4日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の期限を令和2年5月31日まで延長する発令がなされたことを受け、一時的に電気料金の支払いが困難となる当社供給区域内の電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の利用者に対して電気の供給を行なう契約者からの申出に柔軟に対応するとともに、当該電気の利用者のうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けている当該電気の利用者を需要者とする供給地点等にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金

の更なる支払延伸を目的に、託送供給等約款以外の供給条件を設定し、令和2年5月13日に認可を受けました。

その後、令和2年5月25日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の全面解除が発令されたものの、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることとされている状況を踏まえ、更なる支払延伸を目的に、託送供給等約款以外の供給条件を設定し、令和2年6月24日に認可を受けました。さらに、段階的に社会経済の活動レベルが引き上げられている状況であることを踏まえ、更なる支払延伸を目的に、託送供給等約款以外の供給条件を設定し、令和2年7月20日に認可を受けました。また、令和2年8月6日には、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる現下の状況を踏まえ、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に託送供給等約款以外の供給条件を設定し、認可を受け、令和2年9月2日にも継続して感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる現下の状況を踏まえ、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に託送供給等約款以外の供給条件を設定し、認可を受け、令和2年10月1日の託送供給等約款の実施にあたっては、引き続き適用するべく、支払延伸を目的に託送供給等約款以外の供給条件を設定し、令和2年9月30日に認可を受けました。

この度、継続して感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる状況に変わりはないことから、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、引き続き、一時的に電気料金の支払いが困難となる当社供給区域内の電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の利用者に対して電気の供給を行なう契約者からの申出に柔軟に対応するとともに、当該電気の利用者のうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けている当該電気の利用者、または、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断した当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の支払延伸を目的に、当社の供給区域内の電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、電気事業法第18条第2項ただし

書の規定に基づき、託送供給等約款以外の供給条件を設定したく特例認可申請するものであります。

なお、実施期間満了後の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の影響状況等を鑑み、別途検討いたします。

託送供給等特例認可申請書

本 営 発 第 16 号
2020年10月13日

経済産業大臣 梶 山 弘 志 殿

名古屋市東区東新町1番地

中部電力株式会社

代 表 取
社 長 執 行

弥生

電気事業法第18条第2項ただし書の規定により、次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供 給 の 種 類			接 続 供 給	備 考
供給の相手方	氏 名（名称）		別紙に記載のとおりです。	
	住 所		同 上	
	受 給 場 所	受電場所	同 上	
		供給場所	同 上	
供 給 電 力			同 上	
供 給 電 圧			同 上	
電 気 方 式 及 び 周 波 数			同 上	
料金その他の供給条件の内容			同 上	
供給開始年月日及び有効期間			同 上	

託送供給等約款以外の供給条件の内容

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、都道府県社会福祉協議会より一時的な資金の緊急貸付を受けている当社供給区域内の電気の使用者（当該緊急貸付を受けようとされている電気の使用者を含みます。）に対して電気の供給を行なう契約者から一時的に当該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の支払いが困難であるとの申出があった場合、または、当社供給区域内の電気の使用者に対して電気の供給を行なう契約者から一時的に当該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の支払いが困難であるとの申出があり、当該電気の使用者が新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断した場合には、託送供給等約款（2020年9月7日届出）19（料金）の規定にかかわらず、当該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の料金算定日について、2020年3月、4月、5月、6月および7月料金計算分（料金算定日が2020年3月19日以降となるものに限る。）は、原則として各々5ヶ月間延長し、2020年8月料金計算分は、原則として4ヶ月間延長し、2020年9月料金計算分は、原則として3ヶ月間延長し、2020年10月料金計算分は、原則として2ヶ月間延長し、2020年11月料金計算分は、原則として1ヶ月間延長する。

（実施期間満了日：2021年1月[満了日は検針日ごとに相違]）

附 則

- 1 本供給条件実施の際現に託送供給等約款以外の供給条件（2020年9月30日付け20200918資第8号認可。以下「旧供給条件」という。）の適用を受けている契約者については、本供給条件の規定を適用する。
- 2 本供給条件の実施にともない、旧供給条件は廃止する。

(添付書類)

電気事業法施行規則第20条の規定に基づく添付書類

(電気事業法施行規則第20条第1号)

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

(電気事業法施行規則第20条第1号)

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に公共料金の支払いが困難となるお客さまに対して、電気料金の支払期日の延長を行なうよう、2020年3月19日に経済産業省から要請がなされました。

このような状況を踏まえ、一時的に電気料金の支払いが困難となる当社供給区域内の電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の使用者に対して電気の供給を行なう契約者からの申出に柔軟に対応するとともに、当該電気の使用者のうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けている当該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の支払延伸を目的に、当社の供給区域内の電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、2020年3月19日に託送供給等約款以外の供給条件を設定し、認可を受けましたが、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大し、2020年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、内閣総理大臣から7都府県を対象に2020年5月6日を期限とした緊急事態宣言が発令され、2020年4月16日に対象が全国に拡大されたことを受けて、更なる支払延伸を目的に託送供給等約款以外の供給条件を設定し、2020年4月24日に認可を受けました。さらに、2020年5月4日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の期限を2020年5月31日まで延長する発令がなされたことを受け、一時的に電気料金の支払いが困難となる当社供給区域内の電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の使用者に対して電気の供給を行なう契約者からの申出に柔軟に対応するとともに、当該電気の使用者のうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けている当該電気の使用者を需要者とする供給地点等にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の更なる支払延伸を目的に、託送供給等約款以外の供給条件を設定し、2020年5月13日に認可を受けました。

その後、2020年5月25日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の全面解除が発令されたものの、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることとされている状況を踏まえ、更なる支払延伸を目的に、託送供給等約款以外の供給条件を設定し、2020年6月24日に認可を受けました。さらに、段階的に社会経済の活動レベルが引き上げられている状況であることを踏まえ、更なる支払延伸を目的に、託送

供給等約款以外の供給条件を設定し、2020年7月20日に認可を受けました。また、2020年8月6日には、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる現下の状況を踏まえ、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に託送供給等約款以外の供給条件を設定し、認可を受け、2020年9月2日にも継続して感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる現下の状況を踏まえ、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に託送供給等約款以外の供給条件を設定し、認可を受け、2020年10月1日の託送供給等約款の実施にあたっては、引き続き適用するべく、支払延伸を目的に託送供給等約款以外の供給条件を設定し、2020年9月30日に認可を受けました。

この度、継続して感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる状況に変わりはないことから、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、引き続き、一時的に電気料金の支払いが困難となる当社供給区域内の電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の使用者に対して電気の供給を行なう契約者からの申出に柔軟に対応するとともに、当該電気の使用者のうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けている当該電気の使用者、または、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断した当該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の支払延伸を目的に、当社の供給区域内の電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、電気事業法第18条第2項ただし書の規定に基づき、託送供給等約款以外の供給条件を設定したく特例認可申請するものです。

なお、実施期間満了後の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の影響状況等を鑑み、別途検討いたします。

以 上

託送供給等特例認可申請書

2020 年 10 月 13 日

北陸電力送配電株式会社

託送供給等特例認可申請書

託 サ 第 18 号

2020 年 10 月 13 日

経済産業大臣 梶山 弘志 殿

富 1 号
北 株式会社
代表取締役社長 水野 弘

電気事業法第 18 条第 2 項ただし書の規定により，次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供給の種類			接続供給		備 考
供給の 相手方	氏 名（名称）		別紙に記載のとおりであります。		
	住 所		同 上		
	受給 場所	受電場所	同 上		
		供給場所	同 上		
供給電力			同 上		
供給電圧			同 上		
電気方式及び周波数			同 上		
料金その他の供給条件の内容			同 上		
供給開始年月日及び有効期間			同 上		

託送供給等約款以外の供給条件の内容

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、都道府県社会福祉協議会より一時的な資金の緊急貸付を受けている当社供給区域内の電気の利用者（当該緊急貸付を受けようとしている電気の利用者を含みます。）に対して電気の供給を行なう契約者から一時的に当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の支払いが困難であるとの申出があった場合、または、当社供給区域内の電気の利用者に対して電気の供給を行なう契約者から一時的に当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の支払いが困難であるとの申出があり、当該電気の利用者が新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断した場合には、託送供給等約款（2020年7月28日付け届出）18（料金）の規定にかかわらず、当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の料金算定日について、2020年3月、4月、5月、6月および7月料金計算分（料金算定日が2020年3月19日以降となるものに限る。）は、原則として各々5ヶ月間延長し、2020年8月料金計算分は、原則として4ヶ月間延長し、2020年9月料金計算分は、原則として3ヶ月間延長し、2020年10月料金計算分は、原則として2ヶ月間延長し、2020年11月料金計算分は、原則として1ヶ月間延長する。

（実施期間満了日：2021年1月〔満了日は検針日ごとに相違〕）

附 則

- 1 本供給条件実施の際現に託送供給等約款以外の供給条件（令和2年9月2日付け20200831資第1号認可。以下「旧供給条件」という。）の適用を受けている契約者については、本供給条件の規定を適用する。
- 2 本供給条件の実施にともない、旧供給条件は廃止する。

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に公共料金の支払いが困難となるお客さまに対して、電気料金の支払期日の延長を行なうよう、2020年3月19日に経済産業省から要請がなされました。

このような状況を踏まえ、一時的に電気料金の支払いが困難となる当社供給区域内の電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の利用者に対して電気の供給を行なう契約者からの申出に柔軟に対応するとともに、当該電気の利用者のうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けている当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の支払延伸を目的に、当社の供給区域内の電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、2020年3月19日に託送供給等約款以外の供給条件を設定し、認可を受けましたが、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大し、2020年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、内閣総理大臣から7都府県を対象に2020年5月6日を期限とした緊急事態宣言が発令され、2020年4月16日に対象が全国に拡大されたことを受けて、更なる支払延伸を目的に託送供給等約款以外の供給条件を設定し、2020年4月24日に認可を受けました。さらに、2020年5月4日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の期限を2020年5月31日まで延長する発令がなされたことを受け、一時的に電気料金の支払いが困難となる当社供給区域内の電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の利用者に対して電気の供給を行なう契約者からの申出に柔軟に対応するとともに、当該電気の利用者のうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けている当該電気の利用者を需要者とする供給地点等にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の更なる支払延伸を目的に、託送供給等約款以外の供給条件を設定し、2020年5月13日に認可を受けました。

その後、2020年5月25日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の全面解除が発令されたものの、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることとされている状況を踏まえ、更なる支払延伸を目的に、託送供給等約款以外の供給条件を設定し、2020年6月24日に認可を受けました。さらに、段階的に社会経済の活動レベルが引き上げられている状況であることを踏まえ、更なる支払延伸を目的に、託送供給等約款以外の供給条件を設定し、2020年7月20日に認可を受けました。また、2020年8月6日には、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる現下の状況を踏まえ、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に託送供給等約款以外の供給条件を設定し、認可を受け、2020年9月2日にも継続して感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる現下の状況を踏まえ、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に託送供給等約款以外の供給条件を設定し、認可を受けました。

この度、継続して感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる状況に変わりはないことから、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、引き続き、一時的に電気料金の

支払いが困難となる当社供給区域内の電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の利用者に対して電気の供給を行なう契約者からの申出に柔軟に対応するとともに、当該電気の利用者のうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けている当該電気の利用者、または、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断した当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の支払延伸を目的に、当社の供給区域内の電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、電気事業法第18条第2項ただし書の規定に基づき、託送供給等約款以外の供給条件を設定したく特例認可申請するものであります。

なお、実施期間満了後の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の影響状況等を鑑み、別途検討いたします。

以 上

託送供給等特例認可申請書

2020 年 10 月 13 日

関西電力送配電株式会社

託送供給等特例認可申請書

関送企発 第 25 号

2020 年 10 月 13 日

経済産業大臣 梶 山 弘 志 殿

大阪市北区中之島 3 丁目 6 番 16 号

関西電力送配電株式会社

代表取締役社長 土 井 義 宏

電気事業法第 18 条第 2 項ただし書の規定により、次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供 給 の 種 類			接続供給	備 考
供給の相手方	氏 名（名称）		別紙に記載のとおりであります。	
	住 所		同 上	
	受給場所	受電場所	同 上	
		供給場所	同 上	
供 給 電 力			同 上	
供 給 電 圧			同 上	
電 気 方 式 及 び 周 波 数			同 上	
料金その他の供給条件の内容			同 上	
供給開始年月日及び有効期間			同 上	

別 紙

託送供給等約款以外の供給条件の内容

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、都道府県社会福祉協議会より一時的な資金の緊急貸付を受けている当社供給区域内の電気の利用者（当該緊急貸付を受けようとしている電気の利用者を含みます。）に対して電気の供給を行なう契約者から一時的に当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の支払いが困難であるとの申出があった場合、または、当社供給区域内の電気の利用者に対して電気の供給を行なう契約者から一時的に当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の支払いが困難であるとの申出があり、当該電気の利用者が新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断した場合には、託送供給等約款（2020年9月4日付 20200728 資第42号認可）18（料金）の規定にかかわらず、当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の料金算定日について、2020年3月、4月、5月、6月および7月料金計算分（料金算定日が2020年3月19日以降となるものに限る。）は、原則として各々5ヶ月間延長し、2020年8月料金計算分は、原則として4ヶ月間延長し、2020年9月料金計算分は、原則として3ヶ月間延長し、2020年10月料金計算分は、原則として2ヶ月間延長し、2020年11月料金計算分は、原則として1ヶ月間延長する。

（実施期間満了日：2021年1月〔満了日は検針日ごとに相違〕）

附 則

- 1 本供給条件実施の際現に託送供給等約款以外の供給条件（令和 2 年 9 月 30 日付 20200918 資第 8 号認可。以下「旧供給条件」という。）の適用を受けている契約者については、本供給条件の規定を適用する。
- 2 本供給条件の実施にともない、旧供給条件は廃止する。

別 添

託送供給等約款以外の供給条件による 託送供給等を必要とする理由

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に公共料金の支払いが困難となるお客さまに対して、電気料金の支払期日の延長を行なうよう、2020年3月19日に経済産業省から要請がなされました。

このような状況を踏まえ、一時的に電気料金の支払いが困難となる当社供給区域内の電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の利用者に対して電気の供給を行なう契約者からの申出に柔軟に対応するとともに、当該電気の利用者のうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けている当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の支払延伸を目的に、当社の供給区域内の電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、2020年3月19日に託送供給等約款以外の供給条件を設定し、認可を受けましたが、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大し、2020年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、内閣総理大臣から7都府県を対象に2020年5月6日を期限とした緊急事態宣言が発令され、2020年4月16日に対象が全国に拡大されたことを受けて、更なる支払延伸を目的に託送供給等約款以外の供給条件を設定し、2020年4月24日に認可を受けました。さらに、2020年5月4日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の期限を2020年5月31日まで延長する発令がなされたことを受け、一時的に電気料金の支払いが困難となる当社供給区域内の電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の利用者に対して電気の供給を行なう契約者からの申出に柔軟に対応するとともに、当該電気の利用者のうち都道

府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けている当該電気の使用者を需要者とする供給地点等にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の更なる支払延伸を目的に、託送供給等約款以外の供給条件を設定し、2020年5月13日に認可を受けました。

その後、2020年5月25日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の全面解除が発令されたものの、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることとされている状況を踏まえ、更なる支払延伸を目的に、託送供給等約款以外の供給条件を設定し、2020年6月24日に認可を受けました。さらに、段階的に社会経済の活動レベルが引き上げられている状況であることを踏まえ、更なる支払延伸を目的に、託送供給等約款以外の供給条件を設定し、2020年7月20日に認可を受けました。また、2020年8月6日には、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる現下の状況を踏まえ、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に託送供給等約款以外の供給条件を設定し、認可を受け、2020年9月2日にも継続して感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる現下の状況を踏まえ、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に託送供給等約款以外の供給条件を設定し、認可を受け、2020年10月1日の託送供給等約款の実施にあたっては、引き続き適用するべく、支払延伸を目的に託送供給等約款以外の供給条件を設定し、2020年9月30日に認可を受けました。

この度、継続して感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる状況に変わりはないことから、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、引き続き、一時的に電気料金の支払いが困難となる当社供給区域内の電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の使用者に対して電気の供給を行なう契約者からの申出に柔軟に対応するとともに、当該電気の使用者のうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸

付を受けている当該電気の使用者，または，新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断した当該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金，臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の支払延伸を目的に，当社の供給区域内の電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について，電気事業法第 18 条第 2 項ただし書の規定に基づき，託送供給等約款以外の供給条件を設定したく特例認可申請するものであります。

なお，実施期間満了後の取扱いについては，新型コロナウイルス感染症の影響状況等を鑑み，別途検討いたします。

以 上

託送供給等特例認可申請書

2020 年 10 月 13 日

中国電力ネットワーク株式会社

託送供給等特例認可申請書

企 託 サ 第 37 号
2020 年 10 月 13 日

経済産業大臣

梶 山 弘 志 殿

広島市中区小町4番33号

中国電力ネットワーク株式会社

代表取締役社長 松岡 秀

電気事業法第18条第2項ただし書の規定により、次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供 給 の 種 類			接続供給	備 考
供給の相手方	氏 名（名称）		別紙に記載のとおりであります。	
	住 所		同 上	
	受給 場所	受電場所	同 上	
		供給場所	同 上	
供 給 電 力			同 上	
供 給 電 圧			同 上	
電 気 方 式 及 び 周 波 数			同 上	
料金その他の供給条件の内容			同 上	
供給開始年月日及び有効期間			同 上	

別 紙

託送供給等約款以外の供給条件の内容

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、都道府県社会福祉協議会より一時的な資金の緊急貸付を受けている当社供給区域内の電気の利用者（当該緊急貸付を受けようとしている電気の利用者を含む。）に対して電気の供給を行なう契約者から一時的に当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の支払いが困難であるとの申出があった場合、または、当社供給区域内の電気の利用者に対して電気の供給を行なう契約者から一時的に当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の支払いが困難であるとの申出があり、当該電気の利用者が新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断した場合には、託送供給等約款（2020年7月28日届出）18（料金）の規定にかかわらず、当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の料金算定日について、2020年3月、4月、5月、6月および7月料金計算分（料金算定日が2020年3月19日以降となるものに限る。）は、原則として各々5ヶ月間延長し、2020年8月料金計算分は、原則として4ヶ月間延長し、2020年9月料金計算分は、原則として3ヶ月間延長し、2020年10月料金計算分は、原則として2ヶ月間延長し、2020年11月料金計算分は、原則として1ヶ月間延長する。

（実施期間満了日：2021年1月〔満了日は検針日ごとに相違〕）

附 則

- 1 本供給条件実施の際現に託送供給等約款以外の供給条件（2020年9月2日付け20200831資第1号認可。以下「旧供給条件」という。）の適用を受けている契約者については、本供給条件の規定を適用する。
- 2 本供給条件の実施にともない、旧供給条件は廃止する。

以 上

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に公共料金の支払いが困難となるお客さまに対して、電気料金の支払期日の延長を行なうよう、2020年3月19日に経済産業省から要請がなされました。

このような状況を踏まえ、一時的に電気料金の支払いが困難となる当社供給区域内の電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の利用者に対して電気の供給を行なう契約者からの申出に柔軟に対応するとともに、当該電気の利用者のうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けている当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の支払延伸を目的に、当社の供給区域内の電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、2020年3月19日に託送供給等約款以外の供給条件を設定し、認可を受けましたが、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大し、2020年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、内閣総理大臣から7都府県を対象に2020年5月6日を期限とした緊急事態宣言が発令され、2020年4月16日に対象が全国に拡大されたことを受けて、更なる支払延伸を目的に託送供給等約款以外の供給条件を設定し、2020年4月24日に認可を受けました。さらに、2020年5月4日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の期限を2020年5月31日まで延長する発令がなされたことを受け、一時的に電気料金の支払いが困難となる当社供給区域内の電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の利用者に対して電気の供給を行なう契約者からの申出に柔軟に対応するとともに、当該電気の利用者のうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けている当該電気の利用者を需要者とする供給地点等にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の更なる支払延伸を目的に、託送供給等約款以外の供給条件を設定し、2020年5月13日に認可を受けました。

その後、2020年5月25日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の全面解除が発令されたものの、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることとされている状況を踏まえ、更なる支払延伸を目的に、託送供給等約款以外の供給条件を設定し、2020年6月24日に認可を受けました。さらに、段階的に社会経済の活動レベルが引き上げられている状況であることを踏まえ、更なる支払延伸を目的に、託送供給等約款以外の供給条件を設定し、2020年7月20日に認可を受けました。また、2020年8月6日には、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる現下の状況を踏まえ、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に託送供給等約款以外の供給条件を設定し、認可を受け、2020年9月2日にも継続して感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる現下の状況を踏まえ、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に託送供給等約款以外の供給条件を設定し、認可を受けました。

この度、継続して感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる状況に変わりはないことから、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、引き続き、一時的に電気料金の支払いが困難となる当社供給区域内の電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の利用者に対して電気の供給を行なう契約者からの申出に柔軟に対応するとともに、当該電気の利用者のうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けている当該電気の利用者、または、

新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断した当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の支払延伸を目的に、当社の供給区域内の電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、電気事業法第18条第2項ただし書の規定に基づき、託送供給等約款以外の供給条件を設定したく特例認可申請するものであります。

なお、実施期間満了後の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の影響状況等を鑑み、別途検討いたします。

以 上

託送供給等特例認可申請書

令和2年10月13日

四国電力送配電株式会社

託送供給等特例認可申請書

業制発令 2 第 12 号
令和 2 年 10 月 13 日

経済産業大臣 梶 山 弘 志 殿

市 丸 の 内 2 番 5 号
電力送配電株式会社
役 社 長 横 井 有

電気事業法第 18 条第 2 項ただし書の規定により、次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供 給 の 種 類			接続供給	備 考
供給の相手方	氏 名（名称）		別紙に記載のとおりであります。	
	住 所		同 上	
	受給場所	受電場所	同 上	
		供給場所	同 上	
供 給 電 力			同 上	
供 給 電 圧			同 上	
電 気 方 式 及 び 周 波 数			同 上	
料金その他の供給条件の内容			同 上	
供給開始年月日及び有効期間			同 上	

別 紙

託送供給等約款以外の供給条件の内容

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、都道府県社会福祉協議会より一時的な資金の緊急貸付を受けている当社供給区域内の電気の使用者（当該緊急貸付を受けようとしている電気の使用者を含みます。）に対して電気の供給を行なう契約者から一時的に当該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の支払いが困難であるとの申出があった場合、または、当社供給区域内の電気の使用者に対して電気の供給を行なう契約者から一時的に当該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の支払いが困難であるとの申出があり、当該電気の使用者が新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断した場合には、託送供給等約款（令和2年9月4日付け20200728資第42号認可）18（料金）の規定にかかわらず、当該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の料金算定日について、令和2年3月、4月、5月、6月および7月料金計算分（料金算定日が令和2年3月19日以降となるものに限る。）は、原則として各々5ヶ月間延長し、令和2年8月料金計算分は、原則として4ヶ月間延長し、令和2年9月料金計算分は、原則として3ヶ月間延長し、令和2年10月料金計算分は、原則として2ヶ月間延長し、令和2年11月料金計算分は、原則として1ヶ月間延長する。

（実施期間満了日：令和3年1月[満了日は検針日ごとに相違]）

附 則

- 1 本供給条件実施の際現に託送供給等約款以外の供給条件（令和2年9月30日付け20200918資第8号認可。以下「旧供給条件」という。）の適用を受けている契約者については、本供給条件の規定を適用する。
- 2 本供給条件の実施にともない、旧供給条件は廃止する。

別 添

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に公共料金の支払いが困難となるお客さまに対して、電気料金の支払期日の延長を行なうよう、令和2年3月19日に経済産業省から要請がなされました。

このような状況を踏まえ、一時的に電気料金の支払いが困難となる当社供給区域内の電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の利用者に対して電気の供給を行なう契約者からの申出に柔軟に対応するとともに、当該電気の利用者のうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けている当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の支払延伸を目的に、当社の供給区域内の電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、令和2年3月19日に託送供給等約款以外の供給条件を設定し、認可を受けましたが、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大し、令和2年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、内閣総理大臣から7都府県を対象に令和2年5月6日を期限とした緊急事態宣言が発令され、令和2年4月16日に対象が全国に拡大されたことを受けて、更なる支払延伸を目的に託送供給等約款以外の供給条件を設定し、令和2年4月24日に認可を受けました。さらに、令和2年5月4日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の期限を令和2年5月31日まで延長する発令がなされたことを受け、一時的に電気料金の支払いが困難となる当社供給区域内の電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の利用者に対して電気の供給を行なう契約者からの申出に柔軟に対応するとともに、当該電気の利用者のうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けている当該電気の利用者を需要者とする供給地点等にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の更なる支払延伸を目的に、託送供給等約款以外の供給条件を設定し、令和2年5月13日に認可を受けました。

その後、令和2年5月25日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の全面解除が発令されたものの、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることとされている状況を踏まえ、更なる支払延伸を目的に、託送供給等約款以外の供給条件を設定し、令和2年6月24日に認可を受けました。さらに、段階的に社会経済の活動レベルが引き上げられている状況であることを踏まえ、更なる支払延伸を目的に、託送供給等約款以外の供給条件を設定し、令和2年7月20日に認可を受けました。また、令和2年8月6日には、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる現下の状況を踏まえ、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に託送供給等約款以外の供給条件を設定し、認可を受け、令和2年9月2日にも継続して感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる現下の状況を踏まえ、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に託送供給等約款以外の供給条件を設定し、認可を受け、令和2年10月1日の託送供給等約款の実施にあたっては、引き続き適用するべく、支払延伸を目的に託送供給等約款以外の供給条件を設定し、令和2年9月30日に認可を受けました。

この度、継続して感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる状況に変わりはないことから、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、引き続き、一時的に電気料金の支払いが困難となる当社供給区域内の電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の利用者に対して電気の供給を行なう契約者からの申出に柔軟に対応するとともに、当該電気の利用者のうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けている当該電気の利用者、または、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断した当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の支払延伸を目的に、当社の供給区域内の電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、電気事業法第18条第2項ただし書の規定に基づき、託送供給等約款以外の供給条件を設定したく特例認可申請するものであります。

なお、実施期間満了後の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の影響状況等を鑑み、別途検討いたします。

以 上

託送供給等特例認可申請書

契託制第23号
令和2年10月13日

経済産業大臣 梶山弘志 殿

福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
九州電力送配電株式会社
代表取締役社長 廣 渡 健

電気事業法第18条第2項ただし書の規定により，次のとおり託送供給等約款
以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供給の種類			接続供給	備考
供給の相手方	氏名（名称）		別紙に記載のとおりであります。	
	住所		同上	
	受給場所	受電場所	同上	
		供給場所	同上	
供給電力			同上	
供給電圧			同上	
電気方式及び周波数			同上	
料金その他の供給条件の内容			同上	
供給開始年月日及び有効期間			同上	

託送供給等約款以外の供給条件の内容

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、都道府県社会福祉協議会より一時的な資金の緊急貸付を受けている当社供給区域内の電気の利用者（当該緊急貸付を受けようとしている電気の利用者を含む。）に対して電気の供給を行なう契約者から一時的に当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の支払いが困難であるとの申出があった場合、または、当社供給区域内の電気の利用者に対して電気の供給を行なう契約者から一時的に当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の支払いが困難であるとの申出があり、当該電気の利用者が新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断した場合には、託送供給等約款（令和2年9月4日付け20200728資第42号認可。）18（料金）の規定にかかわらず、当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の料金算定日について、令和2年3月、4月、5月、6月および7月料金計算分（料金算定日が令和2年3月19日以降となるものに限る。）は原則として各々5か月間延長し、令和2年8月料金計算分は原則として4か月間延長し、令和2年9月料金計算分は原則として3か月間延長し、令和2年10月料金計算分は原則として2か月間延長し、令和2年11月料金計算分は原則として1か月間延長する。

（実施期間満了日：令和3年1月〔満了日は検針日ごとに相違〕）

附 則

附 則

- 1 本供給条件実施の際現に託送供給等約款以外の供給条件（令和２年９月
30日付け20200918資第８号認可。以下「旧供給条件」という。）の適用を
受けている契約者については，本供給条件の規定を適用する。
- 2 本供給条件の実施にともない，旧供給条件は廃止する。

(添付書類)

電気事業法施行規則第20条の規定に基づく添付書類

(電気事業法施行規則第20条第1号)

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

(電気事業法施行規則第20条第1号)

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に公共料金の支払いが困難となるお客さまに対して、電気料金の支払期日の延長を行なうよう、令和2年3月19日に経済産業省から要請がなされました。

このような状況を踏まえ、一時的に電気料金の支払いが困難となる当社供給区域内の電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の使用者に対して電気の供給を行なう契約者からの申出に柔軟に対応するとともに、当該電気の使用者のうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けている当該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の支払延伸を目的に、当社の供給区域内の電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、令和2年3月19日に託送供給等約款以外の供給条件を設定し、認可を受けましたが、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大し、令和2年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、内閣総理大臣から7都府県を対象に令和2年5月6日を期限とした緊急事態宣言が発令され、令和2年4月16日に対象が全国に拡大されたことを受けて、更なる支払延伸を目的に託送供給等約款以外の供給条件を設定し、令和2年4月24日に認可を受けました。さらに、令和2年5月4日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の期限を令和2年5月31日まで延長する発令がなされたことを受け、一時的に電気料金の支払いが困難となる当社供給区域内の電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の使用者に対して電気の供給を行なう契約者からの申出に柔軟に対応するとともに、当該電気の使用者のうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けている当該電気の使用者を需要者とする供給地点等にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の更なる支払延伸を目的に、託送供給等約款以外の供給条件を設定し、令和2年5月13日に認可を受けました。

その後、令和2年5月25日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の全面解除が発令されたものの、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることとされている状況を踏まえ、更なる支払延伸を目的に、託送供給等約款以外の供給条件を設定し、令和2年6月24日に認可を受けました。さらに、段階的に社

会経済の活動レベルが引き上げられている状況であることを踏まえ、更なる支払延伸を目的に、託送供給等約款以外の供給条件を設定し、令和2年7月20日に認可を受けました。また、令和2年8月6日には、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる現下の状況を踏まえ、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に託送供給等約款以外の供給条件を設定し、認可を受け、令和2年9月2日にも継続して感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる現下の状況を踏まえ、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に託送供給等約款以外の供給条件を設定し、認可を受け、令和2年10月1日の託送供給等約款の実施にあたっても、引き続き適用するべく、支払延伸を目的に託送供給等約款以外の供給条件を設定し、令和2年9月30日に認可を受けました。

この度、継続して感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる状況に変わりはないことから、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、引き続き、一時的に電気料金の支払いが困難となる当社供給区域内の電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の使用者に対して電気の供給を行なう契約者からの申出に柔軟に対応するとともに、当該電気の使用者のうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けている当該電気の使用者、または、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断した当該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の支払延伸を目的に、当社の供給区域内の電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、電気事業法第18条第2項ただし書の規定に基づき、託送供給等約款以外の供給条件を設定したく特例認可申請するものであります。

なお、実施期間満了後の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の影響状況等に鑑み、別途検討いたします。

以 上

託送供給等特例認可申請書

令和2年10月13日

沖縄電力株式会社

託送供給等特例認可申請書

沖電送送統発第14号
令和 2 年 10 月 13 日

経済産業大臣 梶山 弘志 殿

沖縄県浦添市牧港五丁目
沖 縄 電 力 株 式 有 限 公 司
代 表 取 締 役 本 永 浩 一
社 長

電気事業法第18条第2項ただし書の規定により，次のとおり託送供給等約款
以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供 給 の 種 類			接続供給	備 考
供給の 相手方	氏 名 （ 名 称 ）		別紙に記載のとおりであります。	—
	住 所		同 上	—
	受 給 場 所	受 電 場 所	同 上	—
		供 給 場 所	同 上	—
供 給 電 力			同 上	—
供 給 電 圧			同 上	—
電 気 方 式 及 び 周 波 数			同 上	—
料金その他の供給条件の内容			同 上	—
供給開始年月日及び有効期間			同 上	—

別 紙

託送供給等約款以外の供給条件の内容

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、都道府県社会福祉協議会より一時的な資金の緊急貸付を受けている当社供給区域内の電気の利用者（当該緊急貸付を受けようとしている電気の利用者を含みます。）に対して電気の供給を行なう契約者から一時的に当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の支払いが困難であるとの申出があった場合、または、当社供給区域内の電気の利用者に対して電気の供給を行なう契約者から一時的に当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の支払いが困難であるとの申出があり、当該電気の利用者が新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断した場合には、託送供給等約款（令和2年7月14日付け20200619資第55号認可）18（料金）の規定にかかわらず、当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の料金算定日について、令和2年3月、4月、5月、6月および7月料金計算分（料金算定日が令和2年3月19日以降となるものに限る。）は、原則として各々5ヶ月間延長し、令和2年8月料金計算分は、原則として4ヶ月間延長し、令和2年9月料金計算分は、原則として3ヶ月間延長し、令和2年10月料金計算分は、原則として2ヶ月間延長し、令和2年11月料金計算分は、原則として1ヶ月間延長する。

（実施期間満了日：令和3年1月[満了日は検針日ごとに相違]）

附 則

- 1 本供給条件実施の際現に託送供給等約款以外の供給条件（令和2年9月2日付け20200831資第1号認可。以下「旧供給条件」という。）の適用を受けている契約者については、本供給条件の規定を適用する。
- 2 本供給条件の実施にともない、旧供給条件は廃止する。

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に公共料金の支払いが困難となるお客さまに対して、電気料金の支払期日の延長を行なうよう、令和2年3月19日に経済産業省から要請がなされました。

このような状況を踏まえ、一時的に電気料金の支払いが困難となる当社供給区域内の電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の利用者に対して電気の供給を行なう契約者からの申出に柔軟に対応するとともに、当該電気の利用者のうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けている当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の支払延伸を目的に、当社の供給区域内の電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、令和2年3月19日に託送供給等約款以外の供給条件を設定し、認可を受けましたが、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大し、令和2年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、内閣総理大臣から7都府県を対象に令和2年5月6日を期限とした緊急事態宣言が発令され、令和2年4月16日に対象が全国に拡大されたことを受けて、更なる支払延伸を目的に託送供給等約款以外の供給条件を設定し、令和2年4月24日に認可を受けました。さらに、令和2年5月4日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の期限を令和2年5月31日まで延長する発令がなされたことを受け、一時的に電気料金の支払いが困難となる当社供給区域内の電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の利用者に対して電気の供給を行なう契約者からの申出に柔軟に対応するとともに、当該電気の利用者のうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けている当該電気の利用者を需要者とする供給地点等にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の更なる支払延伸を目的に、託送供給等約款以外の供給条件を設定し、令和2年5月13日に認可を受けました。

その後、令和2年5月25日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の全面解除が発令されたものの、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることとされている状況を踏まえ、更なる支払延伸を目的に、託送供給等約款以外の供給条件を設定し、令和2年6月24日に認可を受けました。さらに、段階的に社会経済の活動レベルが引き上げられている状況であることを踏まえ、更なる支払延

別 添

伸を目的に、託送供給等約款以外の供給条件を設定し、令和2年7月20日に認可を受けました。また、令和2年8月6日には、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる現下の状況を踏まえ、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に託送供給等約款以外の供給条件を設定し、認可を受け、令和2年9月2日にも継続して感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる現下の状況を踏まえ、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に託送供給等約款以外の供給条件を設定し、認可を受けました。

この度、継続して感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる状況に変わりはないことから、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、引き続き、一時的に電気料金の支払いが困難となる当社供給区域内の電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の利用者に対して電気の供給を行なう契約者からの申出に柔軟に対応するとともに、当該電気の利用者のうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けている当該電気の利用者、または、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断した当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の支払延伸を目的に、当社の供給区域内の電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、電気事業法第18条第2項ただし書の規定に基づき、託送供給等約款以外の供給条件を設定したく特例認可申請するものであります。

なお、実施期間満了後の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の影響状況等を鑑み、別途検討いたします。

以 上

離島供給特例承認申請書

令和 2 年 10 月 13 日

北海道電力ネットワーク株式会社

離島供給特例承認申請書

北 ㊦ 業 託 第 21 号
令和 2 年 10 月 13 日

経済産業大臣 梶山 弘志 殿

札幌市中 2 番地
北海道電 株式会社
代表 下 裕

電気事業法第 21 条第 2 項ただし書の規定により、次のとおり離島供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	同 上

離島供給約款以外の供給条件の内容

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、都道府県社会福祉協議会より一時的な資金の緊急貸付を受けている当社供給区域内のお客さま（当該緊急貸付を受けようとしているお客さまを含みます。）から一時的に電気料金の支払いが困難であるとの申出があった場合、または、当社供給区域内のお客さまから申出があり、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断した場合については、離島供給約款（令和2年9月18日届出）における料金の支払義務および支払期日の規定にかかわらず、電気料金の支払期日について、令和2年3月分、4月分、5月分、6月分および7月分（支払義務発生日が令和2年3月19日以降となるものに限る。）は、原則として各々5ヶ月間延長し、令和2年8月分は、原則として4ヶ月間延長し、令和2年9月分は、原則として3ヶ月間延長し、令和2年10月分は、原則として2ヶ月間延長し、令和2年11月分は、原則として1ヶ月間延長する。

（実施期間満了日：令和3年1月[満了日は検針日ごとに相違]）

附 則

- 1 本供給条件実施の際現に離島供給約款以外の供給条件（令和2年9月30日付け20200918資第40号承認。以下「旧供給条件」という。）の適用を受けているお客さまについては、本供給条件の規定を適用する。
- 2 本供給条件の実施にともない、旧供給条件は廃止する。

(添付書類)

電気事業法施行規則第32条の規定に基づく添付書類

(電気事業法施行規則第32条第1号)

離島供給約款以外の供給条件による離島供給を必要とする理由

(電気事業法施行規則第32条第1号)

離島供給約款以外の供給条件による離島供給を必要とする理由

離島供給約款以外の供給条件による離島供給を必要とする理由

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に公共料金の支払いが困難となるお客さまに対して、電気料金の支払期日の延長を行なうよう、令和2年3月19日に経済産業省から要請がなされました。

このような状況を踏まえ、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さまの電気料金の支払延伸を目的に、当社の供給区域内の需要場所における電気の使用に対し、令和2年3月19日に離島供給約款以外の供給条件を設定し、承認を受けましたが、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大し、令和2年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、内閣総理大臣から7都府県を対象に令和2年5月6日を期限とした緊急事態宣言が発令され、令和2年4月16日に対象が全国に拡大されたことを受けて、更なる支払延伸を目的に離島供給約款以外の供給条件を設定し、令和2年4月24日に承認を受けました。さらに、令和2年5月4日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の期限を令和2年5月31日まで延長する発令がなされたことを受け、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さま等の電気料金の更なる支払延伸を目的に、離島供給約款以外の供給条件を設定し、令和2年5月13日に承認を受けました。

その後、令和2年5月25日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の全面解除が発令されたものの、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることとされている状況を踏まえ、更なる支払延伸を目的に離島供給約款以外の供給条件を設定し、令和2年6月24日に承認を受けました。さらに、段階的に社会経済の活動レベルが引き上げられている状況であることを踏まえ、更なる支払延伸を目的に、離島供給約款以外の供給条件を設定し、令和2年7月20日に承認を受けました。また、令和2年8月6日には、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる現下の状況を踏まえ、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に離島供給約款以外の供給条件を設定し、承認を受け、令和2年9月2日にも継続して感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる現下の状況を踏まえ、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に離島供給約款以外の供給条件を設定し、承認を受け、令和2年10月1日の離島供給約款の実施にあたっては、引き続き適用するべく、支払延伸を目的に離島供給約款以外の供給条件を設定し、令和2年9月30日に承認を受けました。

この度、継続して感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる状況に変わりはないことから、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、引き続き、

一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さま、または、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断したお客さまの電気料金の支払延伸を目的に、当社の供給区域内の需要場所における電気の使用に対し、電気事業法第21条第2項ただし書の規定に基づき、離島供給約款以外の供給条件を設定したく特例承認申請するものであります。

なお、実施期間満了後の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の影響状況等を鑑み、別途検討いたします。

以 上

離島供給特例承認申請書

2020 年 10 月 13 日

東北電力ネットワーク株式会社

離島供給特例承認申請書

東北電NWNWサ企第23号

2020年10月13日

経済産業大臣 梶山 弘志 殿

仙台市青葉区本町一丁目7番1号

東北電力ネットワーク株式会社

取締役社長 坂本 光 氏

電気事業法第21条第2項ただし書の規定により、次のとおり離島供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	同上

離島供給約款以外の供給条件の内容

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、都道府県社会福祉協議会より一時的な資金の緊急貸付を受けている当社供給区域内のお客さま（当該緊急貸付を受けようとしているお客さまを含みます。）から一時的に電気料金の支払いが困難であるとの申出があった場合、または、当社供給区域内のお客さまから申出があり、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断した場合については、離島供給約款（2020年1月31日届出）における料金の支払義務および支払期日の規定にかかわらず、電気料金の支払期日について、2020年3月分、4月分、5月分、6月分および7月分（支払義務発生日が2020年3月19日以降となるものに限る。）は、原則として各々5ヶ月間延長し、2020年8月分は、原則として4ヶ月間延長し、2020年9月分は、原則として3ヶ月間延長し、2020年10月分は、原則として2ヶ月間延長し、2020年11月分は、原則として1ヶ月間延長する。

（実施期間満了日：2021年1月[満了日は検針日ごとに相違]）

附 則

- 1 本供給条件実施の際現に離島供給約款以外の供給条件（2020年9月2日付け20200831資第21号承認。以下「旧供給条件」という。）の適用を受けているお客さまについては、本供給条件の規定を適用する。
- 2 本供給条件の実施にともない、旧供給条件は廃止する。

別 添

離島供給約款以外の供給条件による離島供給を必要とする理由

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に公共料金の支払いが困難となるお客さまに対して、電気料金の支払期日の延長を行なうよう、2020年3月19日に経済産業省から要請がなされました。

このような状況を踏まえ、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さまの電気料金の支払延伸を目的に、当社の供給区域内の需要場所における電気の使用に対し、2020年3月19日に離島供給約款以外の供給条件を設定し、承認を受けましたが、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大し、2020年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、内閣総理大臣から7都府県を対象に2020年5月6日を期限とした緊急事態宣言が発令され、2020年4月16日に対象が全国に拡大されたことを受けて、更なる支払延伸を目的に離島供給約款以外の供給条件を設定し、2020年4月24日に承認を受けました。さらに、2020年5月4日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の期限を2020年5月31日まで延長する発令がなされたことを受け、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さま等の電気料金の更なる支払延伸を目的に、離島供給約款以外の供給条件を設定し、2020年5月13日に承認を受けました。

その後、2020年5月25日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の全面解除が発令されたものの、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることとされている状況を踏まえ、更なる支払延伸を目的に離島供給約款以外の供給条件を設定し、2020年6月24日に承認を受けました。さらに、段階的に社会経済の活動レベルが引き上げられている状況であることを踏まえ、更なる支払延伸を目的に、離島供給約款以外の供給条件を設定し、2020年7月20日に承認を受けました。また、2020年8月6日には、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる現下の状況を踏まえ、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に離島供給約款以外の供給条件を設定し、承認を受

け、2020年9月2日にも継続して感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる現下の状況を踏まえ、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に離島供給約款以外の供給条件を設定し、承認を受けました。

この度、継続して感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる状況に変わりはないことから、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、引き続き、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さま、または、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断したお客さまの電気料金の支払延伸を目的に、当社の供給区域内の需要場所における電気の使用に対し、電気事業法第21条第2項ただし書の規定に基づき、離島供給約款以外の供給条件を設定したく特例承認申請するものであります。

なお、実施期間満了後の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の影響状況等を鑑み、別途検討いたします。

以 上

離島供給特例承認申請書

令和2年10月13日

東京電力パワーグリッド株式会社

離島供給特例承認申請書

経料発2第23号
令和2年10月13日

経済産業大臣 梶山 弘志 殿

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号
東京電力パワーグリッド株式会社
代表取締役社長 金子 禎

電気事業法第21条第2項ただし書の規定により、次のとおり離島供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	同上

離島供給約款以外の供給条件の内容

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、都道府県社会福祉協議会より一時的な資金の緊急貸付を受けている当社供給区域内のお客さま（当該緊急貸付を受けようとしているお客さまを含みます。）から一時的に電気料金の支払いが困難であるとの申出があった場合、または、当社供給区域内のお客さまから申出があり、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断した場合については、離島供給約款（令和元年9月2日届出）における料金の支払義務および支払期日の規定にかかわらず、電気料金の支払期日について、令和2年3月分、4月分、5月分、6月分および7月分（支払義務発生日が令和2年3月19日以降となるものに限る。）は、原則として各々5ヶ月間延長し、令和2年8月分は、原則として4ヶ月間延長し、令和2年9月分は、原則として3ヶ月間延長し、令和2年10月分は、原則として2ヶ月間延長し、令和2年11月分は、原則として1ヶ月間延長する。

（実施期間満了日：令和3年1月〔満了日は検針日ごとに相違〕）

附 則

- 1 本供給条件実施の際現に離島供給約款以外の供給条件（令和2年9月2日付け20200831資第21号承認。以下「旧供給条件」という。）の適用を受けているお客さまについては、本供給条件の規定を適用する。
- 2 本供給条件の実施にともない、旧供給条件は廃止する。

別 添

離島供給約款以外の供給条件による離島供給を必要とする理由

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に公共料金の支払いが困難となるお客さまに対して、電気料金の支払期日の延長を行なうよう、令和2年3月19日に経済産業省から要請がなされました。

このような状況を踏まえ、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さまの電気料金の支払延伸を目的に、当社の供給区域内の需要場所における電気の使用に対し、令和2年3月19日に離島供給約款以外の供給条件を設定し、承認を受けましたが、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大し、令和2年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、内閣総理大臣から7都府県を対象に令和2年5月6日を期限とした緊急事態宣言が発令され、令和2年4月16日に対象が全国に拡大されたことを受けて、更なる支払延伸を目的に離島供給約款以外の供給条件を設定し、令和2年4月24日に承認を受けました。さらに、令和2年5月4日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の期限を令和2年5月31日まで延長する発令がなされたことを受け、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さま等の電気料金の更なる支払延伸を目的に、離島供給約款以外の供給条件を設定し、令和2年5月13日に承認を受けました。

その後、令和2年5月25日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の全面解除が発令されたものの、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることとされている状況を踏まえ、更なる支払延伸を目的に離島供給約款以外の供給条件を設定し、令和2年6月24日に承認を受けました。さらに、段階的に社会経済の活動レベル

が引き上げられている状況であることを踏まえ、更なる支払延伸を目的に、離島供給約款以外の供給条件を設定し、令和2年7月20日に承認を受けました。また、令和2年8月6日には、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる現下の状況を踏まえ、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に離島供給約款以外の供給条件を設定し、承認を受け、令和2年9月2日にも継続して感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる現下の状況を踏まえ、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に離島供給約款以外の供給条件を設定し、承認を受けました。

この度、継続して感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる状況に変わりはないことから、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、引き続き、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さま、または、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断したお客さまの電気料金の支払延伸を目的に、当社の供給区域内の需要場所における電気の使用に対し、電気事業法第21条第2項ただし書の規定に基づき、離島供給約款以外の供給条件を設定したく特例承認申請するものであります。

なお、実施期間満了後の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の影響状況等を鑑み、別途検討いたします。

離島供給特例承認申請書

2020 年 10 月 13 日

北陸電力送配電株式会社

離島供給特例承認申請書

託 サ 第 19 号

2020 年 10 月 13 日

経済産業大臣 梶山 弘志 殿

富山県 1 号

北陸電力株式会社

代表取締役社長 水野 弘

電気事業法第 21 条第 2 項ただし書の規定により、次のとおり離島供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	同 上

離島供給約款以外の供給条件の内容

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、都道府県社会福祉協議会より一時的な資金の緊急貸付を受けている当社供給区域内のお客さま（当該緊急貸付を受けようとしているお客さまを含みます。）から一時的に電気料金の支払いが困難であるとの申出があった場合、または、当社供給区域内のお客さまから申出があり、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断した場合については、離島供給約款（2020年9月18日届出）における料金の支払義務および支払期日の規定にかかわらず、電気料金の支払期日について、2020年3月分、4月分、5月分、6月分および7月分（支払義務発生日が2020年3月19日以降となるものに限る。）は、原則として各々5ヶ月間延長し、2020年8月分は、原則として4ヶ月間延長し、2020年9月分は、原則として3ヶ月間延長し、2020年10月分は、原則として2ヶ月間延長し、2020年11月分は、原則として1ヶ月間延長する。

（実施期間満了日：2021年1月[満了日は検針日ごとに相違]）

附 則

- 1 本供給条件実施の際現に離島供給約款以外の供給条件（令和2年9月30日付け20200918資第40号承認。以下「旧供給条件」という。）の適用を受けているお客さまについては、本供給条件の規定を適用する。
- 2 本供給条件の実施にともない、旧供給条件は廃止する。

離島供給約款以外の供給条件による離島供給を必要とする理由

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に公共料金の支払いが困難となるお客さまに対して、電気料金の支払期日の延長を行なうよう、2020年3月19日に経済産業省から要請がなされました。

このような状況を踏まえ、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さまの電気料金の支払延伸を目的に、当社の供給区域内の需要場所における電気の使用に対し、2020年3月19日に離島供給約款以外の供給条件を設定し、承認を受けましたが、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大し、2020年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、内閣総理大臣から7都府県を対象に2020年5月6日を期限とした緊急事態宣言が発令され、2020年4月16日に対象が全国に拡大されたことを受けて、更なる支払延伸を目的に離島供給約款以外の供給条件を設定し、2020年4月24日に承認を受けました。さらに、2020年5月4日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の期限を2020年5月31日まで延長する発令がなされたことを受け、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さま等の電気料金の更なる支払延伸を目的に、離島供給約款以外の供給条件を設定し、2020年5月13日に承認を受けました。

その後、2020年5月25日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の全面解除が発令されたものの、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることとされている状況を踏まえ、更なる支払延伸を目的に離島供給約款以外の供給条件を設定し、2020年6月24日に承認を受けました。さらに、段階的に社会経済の活動レベルが引き上げられている状況であることを踏まえ、更なる支払延伸を目的に、離島供給約款以外の供給条件を設定し、2020年7月20日に承認を受けました。また、2020年8月6日には、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる現下の状況を踏まえ、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に離島供給約款以外の供給条件を設定し、承認を受け、2020年9月2日にも継続して感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる現下の状況を踏まえ、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に離島供給約款以外の供給条件を設定し、承認を受け、2020年10月1日の離島供給約款の実施にあたっては、引き続き適用するべく、支払延伸を目的に離島供給約款以外の供給条件を設定し、2020年9月30日に承認を受けました。

この度、継続して感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる状況に変わりはないことから、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、引き続き、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さま、または、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断したお客さまの電気料金の支払延伸を目的に、当社の供給区域内の需要場所における電気の使用に対し、電気事

業法第 21 条第 2 項ただし書の規定に基づき、離島供給約款以外の供給条件を設定したく特例承認申請するものであります。

なお、実施期間満了後の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の影響状況等を鑑み、別途検討いたします。

以 上

離島供給特例承認申請書

2020 年 10 月 13 日

中国電力ネットワーク株式会社

離島供給特例承認申請書

企 託 サ 第 38 号

2020 年 10 月 13 日

経済産業大臣

梶 山 弘 志 殿

広島市中区小町4番33号

中国電力ネットワーク株式会社

代表取締役社長 松岡 秀夫

電気事業法第21条第2項ただし書の規定により、次のとおり離島供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料 金 そ の 他 の 供 給 条 件 の 内 容	別紙に記載のとおりであります。
実 施 期 日 及 び 実 施 期 間	同 上

別 紙

離島供給約款以外の供給条件の内容

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、都道府県社会福祉協議会より一時的な資金の緊急貸付を受けている当社供給区域内のお客さま（当該緊急貸付を受けようとしているお客さまを含む。）から一時的に電気料金の支払いが困難であるとの申出があった場合、または、当社供給区域内のお客さまから申出があり、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断した場合については、離島供給約款（2020年9月18日届出）における料金の支払義務および支払期日の規定にかかわらず、電気料金の支払期日について、2020年3月分、4月分、5月分、6月分および7月分（支払義務発生日が2020年3月19日以降となるものに限る。）は、原則として各々5ヶ月間延長し、2020年8月分は、原則として4ヶ月間延長し、2020年9月分は、原則として3ヶ月間延長し、2020年10月分は、原則として2ヶ月間延長し、2020年11月分は、原則として1ヶ月間延長する。

（実施期間満了日：2021年1月[満了日は検針日ごとに相違]）

附 則

- 1 本供給条件実施の際現に離島供給約款以外の供給条件（2020年9月30日付け20200918資第40号承認。以下「旧供給条件」という。）の適用を受けているお客さまについては、本供給条件の規定を適用する。
- 2 本供給条件の実施にともない、旧供給条件は廃止する。

以 上

別 添

離島供給約款以外の供給条件による離島供給を必要とする理由

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に公共料金の支払いが困難となるお客さまに対して、電気料金の支払期日の延長を行なうよう、2020年3月19日に経済産業省から要請がなされました。

このような状況を踏まえ、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さまの電気料金の支払延伸を目的に、当社の供給区域内の需要場所における電気の使用に対し、2020年3月19日に離島供給約款以外の供給条件を設定し、承認を受けましたが、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大し、2020年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、内閣総理大臣から7都府県を対象に2020年5月6日を期限とした緊急事態宣言が発令され、2020年4月16日に対象が全国に拡大されたことを受けて、更なる支払延伸を目的に離島供給約款以外の供給条件を設定し、2020年4月24日に承認を受けました。さらに、2020年5月4日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の期限を2020年5月31日まで延長する発令がなされたことを受け、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さま等の電気料金の更なる支払延伸を目的に、離島供給約款以外の供給条件を設定し、2020年5月13日に承認を受けました。

その後、2020年5月25日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の全面解除が発令されたものの、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることとされている状況を踏まえ、更なる支払延伸を目的に離島供給約款以外の供給条件を設定し、2020年6月24日に承認を受けました。さらに、段階的に社会経済の活動レベルが引き上げられている状況であることを踏まえ、更なる支払延伸を目的に、離島供給約款以外の供給条件を設定し、2020年7月20日に承認を受けました。また、2020年8月6日には、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる現下の状況を踏まえ、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に離島供給約款以外の供給条件を設定し、承認を受け、2020年9月2日にも継続して感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる現下の状況を踏まえ、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に離島供給約款以外の供給条件を設定し、承認を受け、2020年10月1日の離島供給約款の実施にあたっては、引き続き適用するべく、支払延伸を目的に離島供給約款以外の供給条件を設定し、2020年9月30日に承認を受けました。

この度、継続して感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる状況に変わりはないことから、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、引き続き、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さま、または、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断したお客さまの電気料金の支払延伸を目的に、当社の供給区域内の需要場所における電気の使用に対し、電気事業法第21条第2項ただし書の規定に基づき、離島供給約款以外の供給条件を設定したく特例承認申請するものであります。

なお、実施期間満了後の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の影響状況等を鑑み、別途検討いたします。

以 上

離島供給特例承認申請書

契託制第24号
令和2年10月13日

経済産業大臣 梶山弘志 殿

福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
九州電力送配電株式会社
代表取締役社長 廣 渡 健

電気事業法第21条第2項ただし書の規定により、次のとおり離島供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の 供給条件	別紙に記載のとおりであります。
実施期日 及び実施期間	同上

離島供給約款以外の供給条件の内容

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、都道府県社会福祉協議会より一時的な資金の緊急貸付を受けている当社供給区域内のお客さま（当該緊急貸付を受けようとしているお客さまを含む。）から一時的に電気料金の支払いが困難であるとの申出があった場合、または、当社供給区域内のお客さまから申出があり、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断した場合については、離島供給約款（令和元年8月28日付け届出。）における料金の支払義務および支払期日の規定にかかわらず、電気料金の支払期日について、令和2年3月分、4月分、5月分、6月分および7月分（支払義務発生日が令和2年3月19日以降となるものに限る。）は原則として各々5か月間延長し、令和2年8月分は原則として4か月間延長し、令和2年9月分は原則として3か月間延長し、令和2年10月分は原則として2か月間延長し、令和2年11月分は原則として1か月間延長する。

（実施期間満了日：令和3年1月〔満了日は検針日ごとに相違〕）

附 則

附 則

- 1 本供給条件実施の際現に離島供給約款以外の供給条件（令和2年9月2日付け20200831資第21号承認。以下「旧供給条件」という。）の適用を受けているお客さまについては、本供給条件の規定を適用する。
- 2 本供給条件の実施にともない、旧供給条件は廃止する。

(添付書類)

電気事業法施行規則第32条の規定に基づく添付書類

(電気事業法施行規則第32条第1号)

離島供給約款以外の供給条件による離島供給を必要とする理由

(電気事業法施行規則第32条第1号)

離島供給約款以外の供給条件による離島供給を必要とする理由

離島供給約款以外の供給条件による離島供給を必要とする理由

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に公共料金の支払いが困難となるお客さまに対して、電気料金の支払期日の延長を行なうよう、令和2年3月19日に経済産業省から要請がなされました。

このような状況を踏まえ、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さまの電気料金の支払延伸を目的に、当社供給区域内の需要場所における電気の使用に対し、令和2年3月19日に離島供給約款以外の供給条件を設定し、承認を受けましたが、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大し、令和2年4月7日に新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づき、内閣総理大臣から7都府県を対象に令和2年5月6日を期限とした緊急事態宣言が発令され、令和2年4月16日に対象が全国に拡大されたことを受けて、更なる支払延伸を目的に離島供給約款以外の供給条件を設定し、令和2年4月24日に承認を受けました。さらに、令和2年5月4日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の期限を令和2年5月31日まで延長する発令がなされたことを受け、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さま等の電気料金の更なる支払延伸を目的に、離島供給約款以外の供給条件を設定し、令和2年5月13日に承認を受けました。

その後、令和2年5月25日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の全面解除が発令されたものの、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることとされている状況を踏まえ、更なる支払延伸を目的に離島供給約款以外の供給条件を設定し、令和2年6月24日に承認を受けました。さらに、段階的に社会経済の活動レベルが引き上げられている状況であることを踏まえ、更なる支払延伸を目的に、離島供給約款以外の供給条件を設定し、令和2年7月20日に承認を受けました。また、令和2年8月6日には、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる現下の状況を踏まえ、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に離島供給約款以外の供給条件を設定し、承認を受け、令和2年9月2日にも継続して感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる現下の状況を踏まえ、事態の収

束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に離島供給約款以外の供給条件を設定し、承認を受けました。

この度、継続して感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる状況に変わりはないことから、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、引き続き、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さま、または、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断したお客さまの電気料金の支払延伸を目的に、当社供給区域内の需要場所における電気の使用に対し、電気事業法第21条第2項ただし書の規定に基づき、離島供給約款以外の供給条件を設定したく特例承認申請するものであります。

なお、実施期間満了後の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の影響状況等に鑑み、別途検討いたします。

以 上

離島供給特例承認申請書

令和 2 年 10 月 13 日

沖縄電力株式会社

離島供給特例承認申請書

沖電離離企発第 10 号

令和 2 年 10 月 13 日

経済産業大臣 梶山 弘志 殿

沖縄県浦添市牧港五丁目

沖縄電力株式会社

代表取締役社長 本 永 浩

電気事業法第 21 条第 2 項ただし書の規定により、次のとおり離島供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	同 上

別 紙

離島供給約款以外の供給条件の内容

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、都道府県社会福祉協議会より一時的な資金の緊急貸付を受けている当社供給区域内のお客さま（当該緊急貸付を受けようとしているお客さまを含みます。）から一時的に電気料金の支払いが困難であるとの申出があった場合、または、当社供給区域内のお客さまから申出があり、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断した場合については、離島供給約款（沖電離離企発第7号令和元年8月29日届出）における料金の支払義務および支払期日の規定にかかわらず、電気料金の支払期日について、令和2年3月分、4月分、5月分、6月分および7月分（支払義務発生日が令和2年3月19日以降となるものに限る。）は、原則として各々5ヶ月間延長し、令和2年8月分は、原則として4ヶ月間延長し、令和2年9月分は、原則として3ヶ月間延長し、令和2年10月分は、原則として2ヶ月間延長し、令和2年11月分は、原則として1ヶ月間延長する。

（実施期間満了日：令和3年1月[満了日は検針日ごとに相違]）

附 則

- 1 本供給条件実施の際現に離島供給約款以外の供給条件（令和2年9月2日付け20200831資第21号承認。以下「旧供給条件」という。）の適用を受けているお客さまについては、本供給条件の規定を適用する。
- 2 本供給条件の実施にともない、旧供給条件は廃止する。

別 添

離島供給約款以外の供給条件による離島供給を必要とする理由

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に公共料金の支払いが困難となるお客さまに対して、電気料金の支払期日の延長を行なうよう、令和2年3月19日に経済産業省から要請がなされました。

このような状況を踏まえ、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さまの電気料金の支払延伸を目的に、当社の供給区域内の需要場所における電気の使用に対し、令和2年3月19日に離島供給約款以外の供給条件を設定し、承認を受けましたが、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大し、令和2年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、内閣総理大臣から7都府県を対象に令和2年5月6日を期限とした緊急事態宣言が発令され、令和2年4月16日に対象が全国に拡大されたことを受けて、更なる支払延伸を目的に離島供給約款以外の供給条件を設定し、令和2年4月24日に承認を受けました。さらに、令和2年5月4日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の期限を令和2年5月31日まで延長する発令がなされたことを受け、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さま等の電気料金の更なる支払延伸を目的に、離島供給約款以外の供給条件を設定し、令和2年5月13日に承認を受けました。

その後、令和2年5月25日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の全面解除が発令されたものの、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることとされている状況を踏まえ、更なる支払延伸を目的に離島供給約款以外の供給条件を設定し、令和2年6月24日に承認を受けました。さらに、段階的に社会経済の活動レベルが引き上げられている状況であることを踏まえ、更なる支払延伸を目的

に、離島供給約款以外の供給条件を設定し、令和2年7月20日に承認を受けました。また、令和2年8月6日には、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる現下の状況を踏まえ、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に離島供給約款以外の供給条件を設定し、承認を受け、令和2年9月2日にも継続して感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる現下の状況を踏まえ、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に離島供給約款以外の供給条件を設定し、承認を受けました。

この度、継続して感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる状況に変わりはないことから、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、引き続き、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さま、または、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断したお客さまの電気料金の支払延伸を目的に、当社の供給区域内の需要場所における電気の使用に対し、電気事業法第21条第2項ただし書の規定に基づき、離島供給約款以外の供給条件を設定したく特例承認申請するものであります。

なお、実施期間満了後の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の影響状況等を鑑み、別途検討いたします。

以 上

経済産業省

官 印 省 略

20201012 資第 1 1 号

令和 2 年 1 0 月 1 3 日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

指定旧供給区域等小売供給約款以外の供給条件の認可について

電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成 2 7 年法律第 4 7 号。以下「改正法」という。）附則第 2 2 条第 4 項の規定に基づきなおその効力を有するものとして読み替えて適用される改正法第 5 条の規定による改正前のガス事業法（昭和 2 9 年法律第 5 1 号）第 4 7 条の 6 第 1 項第 3 号の規定に基づき、別添の申請に係る指定旧供給区域等小売供給約款以外の供給条件の認可について、貴委員会の意見を求めます。

様式第15（第20条関係）

特別供給条件認可申請書

072-2020：236

2020年10月12日

経 済 産 業 大 臣
梶 山 弘 志 殿

東京都港区 20 号
東京 株式会社
代表取締役社長 内田

電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年法律第 47 号。以下「改正法」という。）
附則第 22 条第 4 項の規定により、なおその効力を有するものとして読み替えて適用される改正
法第 5 条の規定による改正前のガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）第 20 条ただし書の規定に
より、次のとおり指定旧供給区域等小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請しま
す。

料金その他の供給条件の内容	別紙のとおり
実施の期日及び期間	別紙のとおり

別紙

料金その他の供給条件の内容並びに実施の期日及び期間

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、ガス料金の支払が困難な事情がある方がいらっしゃいます。ガス小売事業者において、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、期日までのガス料金の支払が困難な事情があるお客さま等を対象とした、ガス料金の支払猶予等の特例措置が実施・検討されています。

このような状況を踏まえ、生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例措置に基づく貸付を受けたお客さま又は貸付を受けようとするお客さま及び当社がガス料金の支払について一時的に困難な事情があると判断したお客さまから当社にお申し出があった場合には、令和2年9月2日付け20200831資第33号により認可を受けた供給条件に代えて、次の供給条件を適用するものといたします。

1. 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例措置に基づく貸付を受けたお客さま又は貸付を受けようとするお客さま及び当社がガス料金の支払について一時的に困難な事情があると判断したお客さまの料金の支払期限について、2020年2月検針分（支払期限日が3月25日以降となるものに限る。）、3月検針分、4月検針分、5月検針分、6月検針分及び7月検針分の料金の支払期限を原則として5ヶ月、8月検針分の料金の支払期限を原則として4ヶ月、9月検針分の料金の支払期限を原則として3ヶ月、10月検針分の料金の支払期限を原則として2ヶ月、11月検針分の支払期限をそれぞれ1ヶ月延長する。なお、既に2月検針分、3月検針分、4月検針分、5月検針分、6月検針分、7月検針分、8月検針分、9月検針分及び10月検針分の支払期限延長を受け付けたお客さまについては当供給条件を自動適用とする。

以上

指定旧供給区域等小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

新型コロナウイルス感染症の影響により、ガス料金の支払いが困難な事情がある者に対して、ガス料金の支払期日の猶予等、迅速かつ柔軟に対応するよう、2020年3月19日に経済産業省から要請がなされました。このような状況を踏まえ、指定旧供給区域等小売供給約款以外の供給条件を設定したく申請を行い、同年3月19日に認可を受けました。

また、政府より緊急事態宣言が発令されたことを踏まえ、ガス料金の支払期日の猶予等について、同年4月7日に経済産業省から改めて要請がなされ、改めて指定旧供給区域等小売供給約款以外の供給条件を設定したく申請を行い、同年4月24日、同年5月13日にそれぞれ認可を受けました。

その後、同年5月25日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の全面解除が発令されたものの、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることとされている状況を踏まえ、改めて指定旧供給区域等小売供給約款以外の供給条件を設定したく申請を行い、同年6月24日、同年7月20日、同年8月6日、同年9月2日にそれぞれ認可を受けたところです。

この度、段階的に社会経済の活動レベルが引き上げられている状況を踏まえ、引き続き新型コロナウイルス感染拡大の影響により、生活福祉資金貸付制度の緊急小口資金及び総合支援資金の貸付を受けたお客さま又は貸付を受けようとするお客さま及び当社がガス料金の支払について一時的に困難な事情があると判断したお客さまを対象にした、ガス料金の支払期限の延長等が速やかに実施されるためにも、ガス料金の支払期限の延長の対応ができるよう、指定旧供給区域等小売供給約款以外の供給条件を設定したく、申請を行います。

なお、実施期間満了後の取り扱いについては、新型コロナウイルス感染症の影響状況等を鑑み、別途検討いたします。

様式第15 (第20条関係)

特別供給条件認可申請書

東ガ営計第2020-40号

令和2年10月12日

経済産業大臣

梶山 弘志 殿

名古屋市

号

東 邦

代表取

電気事業法の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号。以下「改正法」という。）附則第22条第4項の規定により、なおその効力を有するものとして読み替えて適用される改正法第5条の規定による改正前のガス事業法（昭和29年法律第51号）第20条ただし書の規定により、次のとおり指定旧供給区域等小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙のとおり
実施の期日及び期間	別紙のとおり

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

別紙

料金その他の供給条件の内容並びに実施期日及び実施期間

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、ガス料金の支払が困難な事情がある方がいらっしゃると思います。ガス小売事業者において、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、期日までのガス料金の支払が困難な事情があるガスの使用者等を対象とした、ガス料金の支払猶予等の特例措置が実施・検討されています。

このような状況を踏まえ、生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例措置に基づく貸付を受けたガスの使用者又は貸付を受けようとするガスの使用者及び当社がガス料金の支払について一時的に困難な事情があると判断したガスの使用者から当社にお申し出があった場合には、令和2年9月2日付け 20200831 資第33号により認可を受けた供給条件に代えて、次の供給条件を適用するものといたします。

1. 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例措置に基づく貸付を受けたガスの使用者又は貸付を受けようとするガスの使用者及び当社がガス料金の支払について一時的に困難な事情があると判断したガスの使用者の料金の支払期限について、令和2年2月検針分（支払期限日が令和2年3月25日以降となるものに限る。）、3月検針分、4月検針分、5月検針分、6月検針分及び7月検針分の料金の支払期限を原則として5か月、8月検針分の料金の支払期限を原則として4か月、9月検針分の料金の支払期限を原則として3か月、10月検針分の料金の支払期限を原則として2か月、11月検針分の料金の支払期限を原則として1か月それぞれ延長する。なお、既に2月検針分、3月検針分、4月検針分、5月検針分、6月検針分、7月検針分、8月検針分、9月検針分及び10月検針分の料金支払期限の延長を受けたガスの使用者については当供給条件を自動適用とする。

以上

指定旧供給区域等小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

新型コロナウイルス感染症の影響により、ガス料金の支払いが困難な事情がある者に対して、ガス料金の支払期日の猶予等、迅速かつ柔軟に対応するよう、令和2年3月19日に経済産業省から要請がなされました。このような状況を踏まえ、指定旧供給区域等小売供給約款以外の供給条件を設定したく申請を行い、同年3月19日に認可を受けました。

また、政府より緊急事態宣言が発令されたことを踏まえ、ガス料金の支払期日の猶予等について、同年4月7日に経済産業省から改めて要請がなされ、改めて指定旧供給区域等小売供給約款以外の供給条件を設定したく申請を行い、同年4月24日、同年5月13日にそれぞれ認可を受けました。

その後、同年5月25日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の全面解除が発令されたものの、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることとされている状況を踏まえ、改めて指定旧供給区域等小売供給約款以外の供給条件を設定したく申請を行い、同年6月24日、同年7月20日、同年8月6日、同年9月2日にそれぞれ認可を受けたところです。

この度、段階的に社会経済の活動レベルが引き上げられている状況を踏まえ、引き続き新型コロナウイルス感染拡大の影響により、生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の貸付を受けたガスの使用者又は貸付を受けようとするガスの使用者及び当社がガス料金の支払について一時的に困難な事情があると判断したガスの使用者を対象にした、ガス料金の支払期限の延長等が速やかに実施されるためにも、ガス料金の支払期限の延長の対応ができるよう、指定旧供給区域等小売供給約款以外の供給条件を設定したく、申請を行います。

特別供給条件認可申請書

2020エナソリ第0024号

2020年 10月 12日

経済産業大臣

梶 山 弘 志 殿

大阪市中 1 番 2 号

大 会 社

代 住 武宏

電気事業法の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号。以下「改正法」という。）附則第22条第4項の規定に基づきなおその効力を有するものとされる改正法第5条の規定による改正前のガス事業法（昭和29年法律第51号）第20条ただし書の規定に基づき、次のとおり指定旧供給区域等小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙のとおり
実施の期日及び期間	別紙のとおり

料金その他の供給条件の内容並びに実施期日及び実施期間

新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、ガス料金の支払が困難な事情がある方がいらっしゃいます。

このような状況を踏まえ、生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例措置に基づく貸付を受けたお客さま又は貸付を受けようとするお客さま及び当社がガス料金の支払について一時的に困難な事情があると判断したお客さまで、いずれもお客さまから申し出があった場合には、令和2年9月2日付け20200831資第33号により認可を受けた供給条件に代えて、次の供給条件を適用するものといたします。

1. 新型コロナウイルス感染症の影響により、生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例措置に基づく貸付を受けたお客さま又は貸付を受けようとするお客さま及び当社がガス料金の支払について一時的に困難な事情があると判断したお客さまのガス料金の支払期限について、令和2年2月検針分（支払期限日が令和2年3月25日以降となるものに限る。）、3月検針分、4月検針分、5月検針分、6月検針分、7月検針分の支払期限を原則として5カ月、8月検針分の支払期限を原則として4カ月、9月検針分の支払期限を原則として3カ月、10月検針分の支払期限を原則として2カ月、11月検針分の支払期限を原則として1カ月それぞれ延長する。

以上

指定旧供給区域等小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

新型コロナウイルス感染症の影響により、ガス料金の支払いが困難な事情がある者に対して、ガス料金の支払期日の猶予等、迅速かつ柔軟に対応するよう、令和2年3月19日に経済産業省から要請がなされました。このような状況を踏まえ、指定旧供給区域等小売供給約款以外の供給条件を設定したく申請を行い、同年3月19日に認可を受けました。

また、政府より緊急事態宣言が発令されたことを踏まえ、ガス料金の支払期日の猶予等について、同年4月7日に経済産業省から改めて要請がなされ、改めて指定旧供給区域等小売供給約款以外の供給条件を設定したく申請を行い、同年4月24日、同年5月13日にそれぞれ認可を受けました。

その後、同年5月25日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の全面解除が発令されたものの、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることとされている状況を踏まえ、改めて指定旧供給区域等小売供給約款以外の供給条件を設定したく申請を行い、同年6月24日、同年7月20日、同年8月6日、同年9月2日にそれぞれ認可を受けたところです。

この度、段階的に社会経済の活動レベルが引き上げられている状況を踏まえ、引き続き新型コロナウイルス感染拡大の影響により、生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の貸付を受けたお客さま又は貸付を受けようとするお客さま及び当社がガス料金の支払について一時的に困難な事情があると判断したお客さまを対象にした、ガス料金の支払期限の延長の対応ができるよう、指定旧供給区域等小売供給約款以外の供給条件を設定したく、申請を行います。なお、実施期間満了後の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の影響状況等を鑑み、別途検討することといたします。

経済産業省

官 印 省 略

20201012 資 第 6 号

令和2年10月13日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

託送供給約款以外の供給条件の認可について

ガス事業法第177条第1項第7号の規定に基づき、別添の申請に係る同法第48条第3項ただし書に規定する託送供給約款以外の供給条件の認可について、貴委員会の意見を求めます。

様式第47（第67条及び第122条関係）

託送供給特例認可（承認）申請書

本 第 164 号

2020年10月12日

経済産業大臣

梶山 弘志 殿

東京都中央区日本橋箱崎町7番1号

東部瓦斯株式会社

取締役社長 穴水 一

ガス事業法第48条第3項ただし書（同法第76条第3項ただし書）の規定により、次のとおり託送供給約款以外の供給条件により託送供給を行うことの認可（承認）を受けた
いので申請します。

供給の 相手方	氏 名 （ 名 称 ）		別紙のとおり
	住 所		別紙のとおり
	受 給 場 所	受 入 場 所	別紙のとおり
		供 給 場 所	別紙のとおり
料金その他の供給条件の内容			別紙のとおり
実 施 の 期 日 及 び 期 間			別紙のとおり

備考 1 「受入場所」及び「供給場所」については、都道府県郡市区町村字番地及び事業場名を記載すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

別紙

料金その他の供給条件の内容並びに実施期日及び実施期間

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、ガス料金の支払が困難な事情がある方がいらっしゃる。ガス小売事業者において、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、期日までのガス料金の支払が困難な事情があるガスの使用者等を対象とした、ガス料金の支払猶予等の特例措置が実施・検討されています。

このような状況を踏まえ、生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例措置に基づく貸付を受けたガスの使用者又は貸付を受けようとするガスの使用者及び当社がガス料金の支払について一時的に困難な事情があると判断したガスの使用者を需要家とする払出地点に係る託送供給について、託送供給依頼者から当社にお申し出があった場合には、令和2年9月2日付け20200831資第28号により認可を受けた供給条件に代えて、次の供給条件を適用するものといたします。

1. 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例措置に基づく貸付を受けたガスの使用者又は貸付を受けようとするガスの使用者及び当社がガス料金の支払について一時的に困難な事情があると判断したガスの使用者を需要家とする払出地点に係る託送供給料金の支払期限について、令和2年2月検針分（支払期限日が令和2年3月25日以降となるものに限る。）、3月検針分、4月検針分、5月検針分、6月検針分及び7月検針分の料金の支払期限を原則として5か月、8月検針分の料金の支払期限を原則として4か月、9月検針分の料金の支払期限を原則として3か月、10月検針分の料金の支払期限を原則として2か月、11月検針分の料金の支払期限を原則として1か月それぞれ延長する。なお、既に2月検針分、3月検針分、4月検針分、5月検針分、6月検針分、7月検針分、8月検針分、9月検針分及び10月検針分の料金支払期限の延長を受けたガスの使用者を需要家とする払出地点に係る託送供給料金については当供給条件を自動適用とする。

以上

託送供給約款以外の供給条件による託送供給を必要とする理由

新型コロナウイルス感染症の影響により、ガス料金の支払いが困難な事情がある者に対して、ガス料金の支払期日の猶予等、迅速かつ柔軟に対応するよう、令和2年3月19日に経済産業省から要請がなされました。このような状況を踏まえ、託送供給約款以外の供給条件を設定したく申請を行い、同年3月24日に認可を受けました。

また、政府より緊急事態宣言が発令されたことを踏まえ、ガス料金の支払期日の猶予等について、同年4月7日に経済産業省から改めて要請がなされたことを踏まえ、改めて託送供給約款以外の供給条件を設定したく申請を行い、同年4月24日、同年5月13日にそれぞれ認可を受けました。

その後、同年5月25日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の全面解除が発令されたものの、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることとされている状況を踏まえ、託送供給等約款以外の供給条件を設定したく申請を行い、同年6月24日、同年7月20日、同年8月6日、同年9月2日にそれぞれ認可を受けたところです。

この度、段階的に社会経済の活動レベルが引き上げられている状況を踏まえ、引き続き新型コロナウイルス感染拡大の影響により、生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例措置に基づく貸付を受けたガスの使用者又は貸付を受けようとするガスの使用者及び当社がガス料金の支払について一時的に困難な事情があると判断したガスの使用者を対象とした、ガス料金の支払期限の延長等が速やかに実施されるためにも、託送供給料金の支払期限の延長の対応ができるよう、託送供給約款以外の供給条件を設定したく、申請を行うものです。

なお、実施期間満了後の取り扱いについては、新型コロナウイルス感染症の影響状況等を鑑み、別途検討いたします。

様式第47（第67条及び第122条関係）

託送供給特例認可申請書

072-2020：237

2020年10月12日

経 済 産 業 大 臣
梶 山 弘 志 殿

東京都港区 20 号
東 京 五 輪 会 社
代表取締役社長 内 田 高

ガス事業法第48条第3項ただし書（同法第76条第3項ただし書）の規定により、次のとおり
託送供給約款以外の供給条件により託送供給を行うことの認可（承認）を受けたいので申請しま
す。

供給の 相手方	氏 名 （ 名 称 ）		別紙のとおり
	住 所		別紙のとおり
	受給 場所	受 入 場 所	別紙のとおり
		供 給 場 所	別紙のとおり
料金その他の供給条件の内容			別紙のとおり
実施の期日及び期間			別紙のとおり

別紙

料金その他の供給条件の内容並びに実施の期日及び期間

(設定の理由)

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、ガス料金の支払が困難な事情がある方がいらっしゃいます。ガス小売事業者において、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、期日までのガス料金の支払が困難な事情があるお客さま等を対象とした、ガス料金の支払猶予等の特例措置が実施・検討されています。

このような状況を踏まえ、生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例措置に基づく貸付を受けたお客さま又は貸付を受けようとするお客さま及び当社がガス料金の支払について一時的に困難な事情があると判断したお客さまを需要家とする需要場所に係る託送供給について、託送供給依頼者から当社にお申し出があった場合には、令和2年9月2日付け20200831資第28号により認可を受けた供給条件に代えて、次の供給条件を適用するものといたします。

1. 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例措置に基づく貸付を受けたお客さま又は貸付を受けようとするお客さま及び当社がガス料金の支払について一時的に困難であるお客さまを需要家とする需要場所に係る託送供給料金の支払期限について、2020年2月検針分（支払期限日が3月25日以降となるものに限る。）、3月検針分、4月検針分、5月検針分、6月検針分及び7月検針分の料金の支払期限を原則として5ヶ月、8月検針分の料金の支払期限を原則として4ヶ月、9月検針分の料金の支払期限を原則として3ヶ月、10月検針分の料金の支払期限を原則として2ヶ月、11月検針分の料金の支払期限を原則として1ヶ月それぞれ延長する。なお、既に2月検針分、3月検針分、4月検針分、5月検針分、6月検針分、7月検針分、8月検針分、9月検針分及び10月検針分の料金支払期限の延長を受けたガスの使用者を需要家とする払出地点に係る託送供給料金については当供給条件を自動適用とする。

以上

託送供給約款以外の供給条件による託送供給を必要とする理由

新型コロナウイルス感染症の影響により、ガス料金の支払いが困難な事情がある者に対して、ガス料金の支払期日の猶予等について、迅速かつ柔軟に対応するよう、2020年3月19日に経済産業省から要請がなされました。このような状況を踏まえ、託送供給約款以外の供給条件を設定したく申請を行い、同年3月19日に認可を受けました。

また、政府より緊急事態宣言が発令されたことを踏まえ、ガス料金の支払期日の猶予等について、同年4月7日に経済産業省から改めて要請がなされたことを踏まえ、改めて託送供給約款以外の供給条件を設定したく申請を行い、同年4月24日、同年5月13日にそれぞれ認可を受けました。

その後、同年5月25日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の全面解除が発令されたものの、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることとされている状況を踏まえ、更なる支払延伸を目的に、託送供給等約款以外の供給条件を設定したく申請を行い、同年6月24日、同年7月20日、同8月6日、同年9月2日にそれぞれ認可を受けたところです。

この度、段階的に社会経済の活動レベルが引き上げられている状況を踏まえ、引き続き新型コロナウイルス感染拡大の影響により、生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例措置に基づく貸付を受けたお客さま又は貸付を受けようとするお客さま及び当社がガス料金の支払について一時的に困難な事情があると判断したお客さまを対象とした、ガス料金の支払期限の延長等が速やかに実施されるためにも、託送供給料金の支払期限の延長の対応ができるよう、託送供給約款以外の供給条件を設定したく、申請を行うものです。

なお、実施期間満了後の取り扱いについては、新型コロナウイルス感染症の影響状況等を鑑み、別途検討いたします。

様式第47（第67条及び第122条関係）

託送供給特例認可（承認）申請書

東ガ（導企）託 第20-11

令和2年10月12日

経済産業大臣

梶山 弘志 殿

名古屋 18号
東 邦 社
代表 成 義

ガス事業法第48条第3項ただし書（同法第76条第3項ただし書）の規定により、次のとおり託送供給約款以外の供給条件により託送供給を行うことの認可（承認）を受けた
いので申請します。

供給の 相手方	氏 名 （ 名 称 ）		別紙のとおり
	住 所		別紙のとおり
	受 給 場 所	受 入 場 所	別紙のとおり
		供 給 場 所	別紙のとおり
料金その他の供給条件の内容			別紙のとおり
実 施 の 期 日 及 び 期 間			別紙のとおり

- 備考 1 「受入場所」及び「供給場所」については、都道府県郡市区町村字番地及び事業場名を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

別紙

料金その他の供給条件の内容並びに実施期日及び実施期間

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、ガス料金の支払が困難な事情がある方がいらっしゃると思います。ガス小売事業者において、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、期日までのガス料金の支払が困難な事情があるガスの使用者等を対象とした、ガス料金の支払猶予等の特例措置が実施・検討されています。

このような状況を踏まえ、生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例措置に基づく貸付を受けたガスの使用者又は貸付を受けようとするガスの使用者及び当社がガス料金の支払について一時的に困難な事情があると判断したガスの使用者を需要家とする払出地点に係る託送供給について、託送供給依頼者から当社にお申し出があった場合には、令和2年9月2日付け 20200831 資第28号により認可を受けた供給条件に代えて、次の供給条件を適用するものといたします。

1. 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例措置に基づく貸付を受けたガスの使用者又は貸付を受けようとするガスの使用者及び当社がガス料金の支払について一時的に困難な事情があると判断したガスの使用者を需要家とする払出地点に係る託送供給料金の支払期限について、令和2年2月検針分（支払期限日が令和2年3月25日以降となるものに限る。）、3月検針分、4月検針分、5月検針分、6月検針分及び7月検針分を原則として5か月、8月検針分を原則として4か月、9月検針分を原則として3か月、10月検針分を原則として2か月、11月検針分を原則として1か月それぞれ延長する。なお、既に2月検針分、3月検針分、4月検針分、5月検針分、6月検針分、7月検針分、8月検針分、9月検針分及び10月検針分の料金支払期限の延長を受けたガスの使用者を需要家とする払出地点に係る託送供給料金については当供給条件を自動適用とする。

以上

託送供給約款以外の供給条件による託送供給を必要とする理由

新型コロナウイルス感染症の影響により、ガス料金の支払いが困難な事情がある者に対して、ガス料金の支払期日の猶予等、迅速かつ柔軟に対応するよう、令和2年3月19日に経済産業省から要請がなされました。このような状況を踏まえ、託送供給約款以外の供給条件を設定したく申請を行い、同年3月19日に認可を受けました。

また、政府より緊急事態宣言が発令されたことを踏まえ、ガス料金の支払期日の猶予等について、同年4月7日に経済産業省から改めて要請がなされたことを踏まえ、改めて託送供給約款以外の供給条件を設定したく申請を行い、同年4月24日、同年5月13日にそれぞれ認可を受けました。

その後、同年5月25日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の全面解除が発令されたものの、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることとされている状況を踏まえ、託送供給等約款以外の供給条件を設定したく申請を行い、同年6月24日、同年7月20日、同年8月6日、同年9月2日にそれぞれ認可を受けたところです。

この度、段階的に社会経済の活動レベルが引き上げられている状況を踏まえ、引き続き新型コロナウイルス感染拡大の影響により、生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例措置に基づく貸付を受けたガスの使用者又は貸付を受けようとするガスの使用者及び当社がガス料金の支払について一時的に困難な事情があると判断したガスの使用者を対象とした、ガス料金の支払期限の延長等が速やかに実施されるためにも、託送供給料金の支払期限の延長の対応ができるよう、託送供給約款以外の供給条件を設定したく、申請を行うものです。

様式第47（第67条及び第122条関係）

託送供給特例認可（承認）申請書

NW・20・1013号
2020年10月12日

経済産業大臣

梶山 弘志 殿

大阪市 1番2号

株式会

生 武

ガス事業法第48条第3項ただし書（同法第76条第3項ただし書）の規定により、
のとおり託送供給約款以外の供給条件により託送供給を行うことの認可（承認）を受けた
いので申請します。

供給の 相手方	氏名（名称）		別紙のとおり
	住所		別紙のとおり
	受給 場所	受入場所	別紙のとおり
		供給場所	別紙のとおり
料金その他の供給条件の内容			別紙のとおり
実施の期日及び期間			別紙のとおり

- 備考 1 「受入場所」及び「供給場所」については、都道府県郡市区町村字番地及び
事業場名を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合に
おいて、署名は必ず本人が自署するものとする。

別紙

料金その他の供給条件の内容並びに実施期日及び実施期間

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、ガス料金の支払が困難な事情がある方がいらっしゃいます。ガス小売事業者において、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、期日までのガス料金の支払が困難な事情があるガスの使用者等を対象とした、ガス料金の支払猶予等の特例措置が実施・検討されています。

このような状況を踏まえ、生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例措置に基づく貸付を受けたガスの使用者又は貸付を受けようとするガスの使用者及び当社がガス料金の支払について一時的に困難な事情があると判断したガスの使用者を需要家とする払出地点に係る託送供給について、託送供給依頼者から当社にお申し出があった場合には、令和2年9月2日付け20200831資第28号により認可を受けた供給条件に代えて、次の供給条件を適用するものといたします。

1. 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例措置に基づく貸付を受けたガスの使用者又は貸付を受けようとするガスの使用者及び当社がガス料金の支払について一時的に困難な事情があると判断したガスの使用者を需要家とする払出地点に係る託送供給料金の支払期限について、令和2年2月検針分（支払期限日が令和2年3月25日以降となるものに限る。）、3月検針分、4月検針分、5月検針分、6月検針分、7月検針分の料金の支払期限を原則として5カ月、8月検針分の料金の支払期限を原則として4カ月、9月検針分の料金の支払期限を原則として3カ月、10月検針分の料金の支払期限を原則として2カ月、11月検針分の料金の支払期限を原則として1カ月それぞれ延長する。

以上

託送供給約款以外の供給条件による託送供給を必要とする理由

新型コロナウイルス感染症の影響により、ガス料金の支払いが困難な事情がある者に対して、ガス料金の支払期日の猶予等、迅速かつ柔軟に対応するよう、令和2年3月19日に経済産業省から要請がなされました。このような状況を踏まえ、託送供給約款以外の供給条件を設定したく申請を行い、同年3月19日に認可を受けました。

また、政府より緊急事態宣言が発令されたことを踏まえ、ガス料金の支払期日の猶予等について、同年4月7日に経済産業省から改めて要請がなされたことを踏まえ、改めて託送供給約款以外の供給条件を設定したく申請を行い、同年4月24日、同年5月13日にそれぞれ認可を受けました。

その後、同年5月25日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の全面解除が発令されたものの、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることとされている状況を踏まえ、託送供給等約款以外の供給条件を設定したく申請を行い、同年6月24日、同年7月20日、同年8月6日、同年9月2日にそれぞれ認可を受けたところです。

この度、段階的に社会経済の活動レベルが引き上げられている状況を踏まえ、引き続き新型コロナウイルス感染拡大の影響により、生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例措置に基づく貸付を受けたガスの使用者又は貸付を受けようとするガスの使用者及び当社がガス料金の支払について一時的に困難な事情があると判断したガスの使用者を対象とした、ガス料金の支払期限の延長等が速やかに実施されるためにも、託送供給料金の支払期限の延長の対応ができるよう、託送供給約款以外の供給条件を設定したく、申請を行うものです。

なお、実施期間満了後の取り扱いについては、新型コロナウイルス感染症の影響状況等を鑑み、別途検討いたします。

様式第47（第67条及び第122条関係）

託送供給特例認可（承認）申請書

西 瓦 第519号
令和2年10月12日

経済産業大臣
梶山 弘志 殿

住所 福岡市博多区 番1号
氏名 西 部
代表取締役

ガス事業法第48条第3項ただし書（同法第76条第3項ただし書）の規定により、次のとおり託送供給約款以外の供給条件により託送供給を行うことの認可（承認）を受けた
いので申請します。

供給の 相手方	氏 名 （ 名 称 ）		別紙のとおり
	住 所		別紙のとおり
	受 給 場 所	受 入 場 所	別紙のとおり
		供 給 場 所	別紙のとおり
料金その他の供給条件の内容			別紙のとおり
実 施 の 期 日 及 び 期 間			別紙のとおり

- 備考 1 「受入場所」及び「供給場所」については、都道府県郡市区町村字番地及び事業場名を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

託送供給約款以外の供給条件による託送供給を必要とする理由

新型コロナウイルス感染症の影響により、ガス料金の支払いが困難な事情がある者に対して、ガス料金の支払期日の猶予等、迅速かつ柔軟に対応するよう、令和2年3月19日に経済産業省から要請がなされました。このような状況を踏まえ、託送供給約款以外の供給条件を設定したく申請を行い、同年3月19日に認可を受けました。

また、政府より緊急事態宣言が発令されたことを踏まえ、ガス料金の支払期日の猶予等について、同年4月7日に経済産業省から改めて要請がなされたことを踏まえ、改めて託送供給約款以外の供給条件を設定したく申請を行い、同年4月24日、同年5月13日にそれぞれ認可を受けました。

その後、同年5月25日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の全面解除が発令されたものの、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることとされている状況を踏まえ、託送供給等約款以外の供給条件を設定したく申請を行い、同年6月24日、同年7月20日、同年8月6日、同年9月2日にそれぞれ認可を受けたところです。

この度、段階的に社会経済の活動レベルが引き上げられている状況を踏まえ、引き続き新型コロナウイルス感染拡大の影響により、生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例措置に基づく貸付を受けたガスの使用者又は貸付を受けようとするガスの使用者及び当社がガス料金の支払について一時的に困難な事情があると判断したガスの使用者を対象とした、ガス料金の支払期限の延長等が速やかに実施されるためにも、託送供給料金の支払期限の延長の対応ができるよう、託送供給約款以外の供給条件を設定したく、申請を行うものです。

なお、実施期間満了後の取り扱いについては、新型コロナウイルス感染症の影響状況等を鑑み、別途検討いたします。

別紙

料金その他の供給条件の内容並びに実施期日及び実施期間

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、ガス料金の支払が困難な事情がある方がいらっしゃいます。ガス小売事業者において、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、期日までのガス料金の支払が困難な事情があるガスの使用者等を対象とした、ガス料金の支払猶予等の特例措置が実施・検討されています。

このような状況を踏まえ、生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例措置に基づく貸付を受けたガスの使用者又は貸付を受けようとするガスの使用者及び当社がガス料金の支払について一時的に困難な事情があると判断したガスの使用者を需要家とする払出地点に係る託送供給について、託送供給依頼者から当社にお申し出があった場合には、令和2年9月2日付け 20200831 資第 28 号により認可を受けた供給条件に代えて、次の供給条件を適用するものといたします。

1. 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例措置に基づく貸付を受けたガスの使用者又は貸付を受けようとするガスの使用者及び当社がガス料金の支払について一時的に困難な事情があると判断したガスの使用者を需要家とする払出地点に係る託送供給料金の支払期限について、令和2年2月検針分、3月検針分、4月検針分、5月検針分、6月検針分及び7月検針分の料金の支払期限を原則として5か月、8月検針分の料金の支払期限を原則として4か月、9月検針分の料金の支払期限を原則として3か月、10月検針分の料金の支払期限を原則として2か月、11月検針分の料金の支払期限を原則として1か月それぞれ延長する。なお、既に2月検針分、3月検針分、4月検針分、5月検針分、6月検針分、7月検針分、8月検針分、9月検針分及び10月検針分の料金支払期限の延長を受けたガスの使用者を需要家とする払出地点に係る託送供給料金については当供給条件を自動適用とする。

以上

(案)

官	印	省	略
番			号
年	月		日

経済産業大臣 宛て

電力・ガス取引監視等委員会委員長

特定小売供給約款以外の供給条件の認可について（回答）

令和2年10月13日付け20201013資第11号により貴職から当委員会に意見を求められた特定小売供給約款以外の供給条件の認可については、認可することに異存はありません。

(案)

官	印	省	略
番			号
年	月		日

経済産業大臣 宛て

電力・ガス取引監視等委員会委員長

託送供給等約款以外の供給条件の認可について（回答）

令和2年10月13日付け20201013資第1号により貴職から当委員会に意見を求められた託送供給等約款以外の供給条件の認可については、認可することに異存はありません。

(案)

官	印	省	略
番			号
年	月		日

経済産業大臣 宛て

電力・ガス取引監視等委員会委員長

離島供給約款以外の供給条件の承認について（回答）

令和2年10月13日付け20201013資第21号により貴職から当委員会に意見を求められた離島供給約款以外の供給条件の承認については、承認することに異存はありません。

(案)

官 番 年	印 月	省	略 号 日
-------------	------------	---	-------------

経済産業大臣 宛て

電力・ガス取引監視等委員会委員長

指定旧供給区域等小売供給約款以外の供給条件の認可について（回答）

令和2年10月13日付け20201012資第11号により貴職から当委員会に意見を求められた指定旧供給区域等小売供給約款以外の供給条件の認可については、認可することに異存はありません。

(案)

官	印	省	略
番			号
年	月		日

経済産業大臣 宛て

電力・ガス取引監視等委員会委員長

託送供給約款以外の供給条件の認可について（回答）

令和2年10月13日付け20201012資第6号により貴職から当委員会に意見を求められた託送供給約款以外の供給条件の認可については、認可することに異存はありません。